

知多市ごみ処理基本計画

(令和5年度～令和14年度)

(案)

令和5年 月

知 多 市

はじめに

知多市では、平成29年4月から、ごみの減量と資源化の推進に向け「家庭系収集ごみ有料化」を開始しました。市民の皆様のご協力により、平成29年度の家系ごみ排出量は、平成28年度比で約17%減量することができました。心よりお礼を申し上げます。

令和6年度には、西知多医療厚生組合において、東海市と共同で整備を進めている新しいごみ処理施設「西知多クリーンセンター」が稼働開始する予定です。

また、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されるなど、ごみ処理を取り巻く社会情勢は刻々と変化しています。

「知多市ごみ処理基本計画（令和5年度～令和14年度）」は、将来のごみ処理の姿を見据えた上で、循環型社会の実現に向け、本市のごみ処理の基本方針、市民の皆様や事業者の皆様の行動指針となるよう策定し、更なるごみの減量と資源化の推進に向けた取組を行うものです。

ごみの問題は誰にとっても身近で、「一人の百歩よりも百人の一步」による取組が欠かせません。

今後とも、市民の皆様や事業者の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

令和5年 月



知多市長 宮島 壽男

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付けと計画の範囲等.....	2
3 計画期間と目標年度.....	4
4 計画地域の概況	5
第2章 ごみ処理の現状と推移.....	8
1 ごみ処理の沿革	8
2 ごみ処理の分別区分等.....	13
3 ごみ処理施設等	16
4 ごみ処理フロー	19
5 ごみ排出量とごみ質の推移.....	21
6 ごみ処理量とごみ処理経費の推移.....	25
7 前計画で掲げた数値目標の進捗状況と課題.....	27
8 ごみ処理を取り巻く社会情勢の変容と今後の課題.....	30
第3章 ごみ処理の目標.....	33
1 基本方針	33
2 数値目標	34
第4章 目標達成に向けた施策.....	36
1 各主体の期待される役割.....	36
2 目標達成に向けた施策.....	37
第5章 各種処理計画.....	49
1 収集運搬計画	49
2 中間処理計画	50
3 最終処分計画	52
4 令和6年度以降のごみ処理の流れ.....	53
第6章 計画の進捗管理.....	55
1 進捗管理の考え方.....	55

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

知多市（以下「本市」という。）では、平成29年3月に「知多市ごみ処理基本計画（平成29年度～平成39年度）」（以下「前計画」という。）を策定し、ごみの減量と資源化を推進するため、平成29年4月に家庭系収集ごみの有料化を開始し、資源回収品目や回収拠点の拡大をしてきました。令和3年8月に、「ゼロカーボンシティちた宣言」を表明し、令和32年までに二酸化炭素排出量をゼロにすることを目指しています。

また、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月策定）に基づき、東海市と共同でごみ処理を行うため、西知多医療厚生組合（以下「組合」という。）において、新しいごみ処理施設「西知多クリーンセンター」を整備中で、令和6年度からの稼働を目指しています。

一方、国は、「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）や「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）において、平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活用し、循環型社会の形成に関する取組の促進に力を入れてきました。

また、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が定められ、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、循環型社会形成に向けた動きが加速しています。

さらに、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」）が施行され、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月閣議決定）が示されました。

本市においても、こうした国の動きを注視しながら、社会情勢の急激な変化などに柔軟かつ適切に対応するとともに、安定したごみ処理を行い、市民の生活や事業活動を支えることが必要です。

(2) 計画策定の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）において、市町村での一般廃棄物に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものとして、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を策定することとされています。

策定に当たっては、目標年次を概ね10年から15年先とし、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直すことが適切であるとしています。前計画が策定された平成29年3月から5年を経過したことから、必要な見直しを行い、策定をするものです。

2 計画の位置付けと計画の範囲等

(1) 計画の位置付け

「知多市ごみ処理基本計画（令和5年度～令和14年度）」（以下「本計画」という。）は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく法定計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、本計画の上位計画及び関連法令や計画などとの整合を図ります。

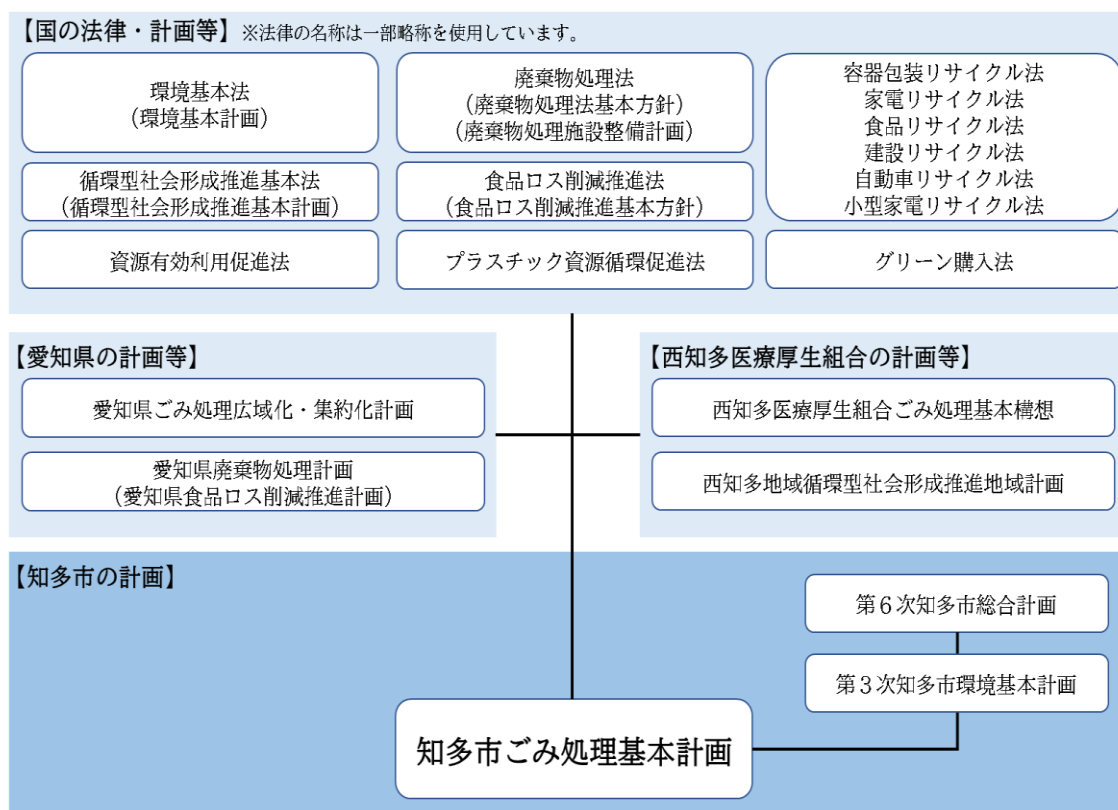


図1-2-1 本計画の位置付け

(2) 計画の範囲

本計画の範囲は、本市から発生する一般廃棄物のうち「ごみ（資源を含む）」とします。

(3) 関連する上位計画

本計画の上位計画として、まちづくり及び環境に関する基本的な方針が示された計画である「第6次知多市総合計画」（以下「総合計画」という。）及び「第3次知多市環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）があります。

本計画に関連する事項の概要は、次のとおりです。

表1-2-1 本計画に関連する上位計画の概要

項目	第6次知多市総合計画	第3次知多市環境基本計画
策定期間	令和2年3月	令和3年2月
計画期間	令和2年度から令和11年度まで	令和3年度から令和12年度まで
概要	<p><u>将来像</u> 「あたらしく、知多らしく。 梅香る わたしたちの緑園都市」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりに関わるすべての人が共有する公共計画 ● 市のあらゆる分野の最上位計画 ● 総合戦略を包含した計画 ● SDGsを推進する計画 <p>➤ 快適で清潔な生活環境を維持し、次代へつなげていくため、環境保全・美化に関する活動を推進するとともに、環境学習の充実を図ります。</p> <p>➤ 地球にやさしい持続可能な循環型社会を形成するため、市民、地域、事業者、市などの協働により、ごみの減量と資源化を推進します。</p>	<p><u>基本理念</u> 「つくる、つたえる、つなぐ ～未来に続く ふるさと知多～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第6次知多市総合計画の下位計画 ● 市の環境に関する総合的な指針 ● 知多市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、知多市生物多様性地域戦略を包含した計画 <p>➤ ごみの減量と資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4Rの推進 ・ プラスチックごみの削減 ・ 食品ロスの削減 <p>➤ 廃棄物処理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理施設の整備と適切な管理 ・ 適切なごみ処理の推進

3 計画期間と目標年度

(1) 本計画の計画期間と目標年度

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、令和9年度を中間目標年度とします。

なお、関係法令の改正や上位計画の変更など、計画の前提条件に著しくかい離が生じた場合は、計画期間内であっても見直します。

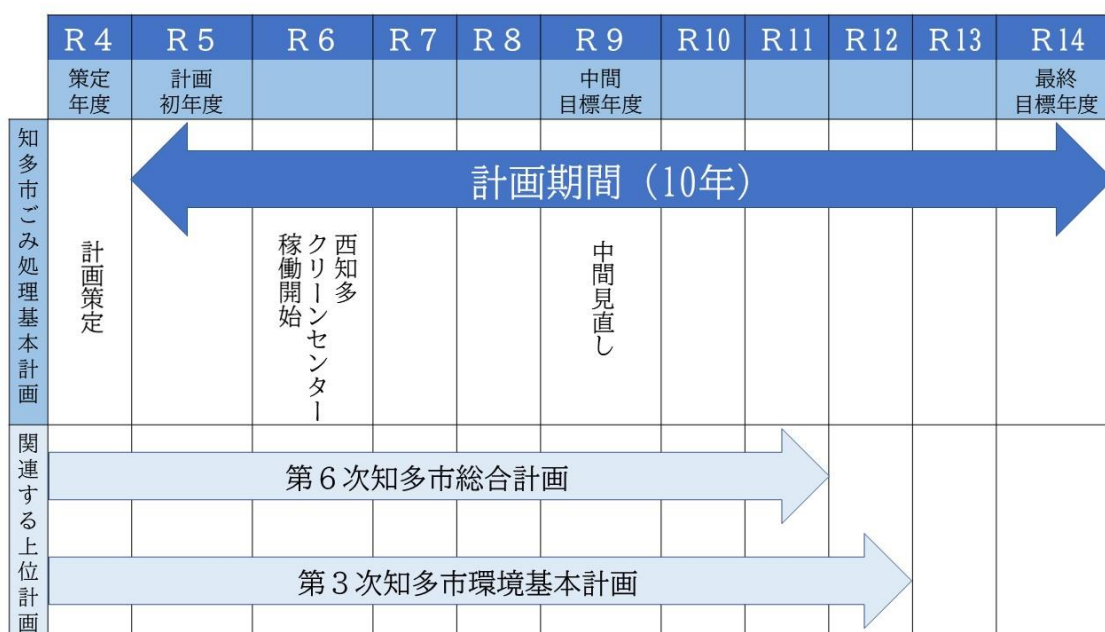


図1-3-1 本計画の計画期間と目標年度

4 計画地域の概況

(1) 地理、地形及び気候

本市は、愛知県西部の知多半島北西部に位置しており、西は、伊勢湾に面した約15 kmの海岸線を有し、北は、東海市、東は、東浦町及び阿久比町、南は、常滑市に接しています。地形は、平均してなだらかな平坦地ですが、中部から東部にかけて標高30 mから65mまでの丘陵地となっています。臨海部の工業地帯と住居地域は恵まれた緑によって区分されており、住みやすい土地柄といえます。

気候は、年間を通じて温暖であり、令和3年度の年間降水量は1,426.5mm、平均気温は16.3℃（ともに参考値）となっています。

(2) 人口、世帯数及び世帯人員

令和3年度末の人口は、84,227人、世帯数は、36,464世帯です。

人口及び1世帯当たりの人数（世帯人員）は、次のとおり減少傾向で、世帯数は、緩やかな増加傾向となっています。

年齢別人口は、65歳以上の高齢人口が増加傾向で、15歳未満の年少人口が減少傾向であるため、少子高齢化が進んでいる状況といえます。

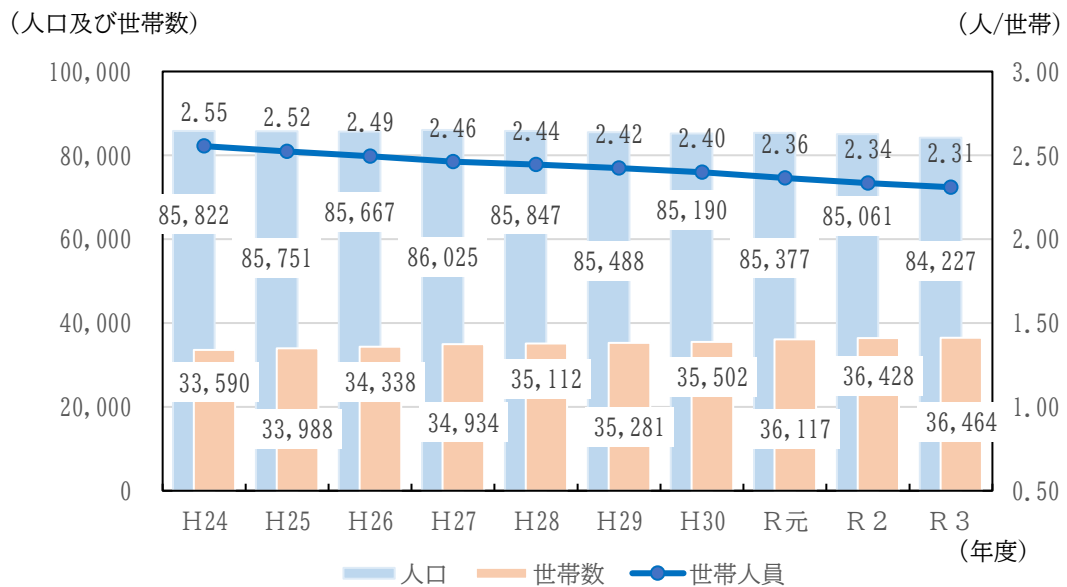


図1-4-1 人口、世帯数及び世帯人員の推移（各年度末日）

(3) 産業

産業大分類別事業所数及び従業者数は、次のとおりです。

令和3年時点の事業所数は2,168件で、従業者数は22,240人です。

事業所数では、「卸売業、小売業」が390件と最も多く、「建設業」290件、「宿泊業、飲食サービス業」249件の順です。従業者数では、「製造業」4,463人、「医療、福祉」3,941人、「卸売業、小売業」3,089人の順です。

表1-4-1 産業大分類別事業所数及び従業者数

区 分	事業所数 (件)	従業者数 (人)
総数	2,168	22,240
農林漁業	7	57
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	290	1,968
製造業	150	4,463
電気・ガス・熱供給・水道業	12	448
情報通信業	14	72
運輸業、郵便業	55	970
卸売業、小売業	390	3,089
金融業、保険業	20	199
不動産業、物品賃貸業	140	442
学術研究、専門・技術サービス業	83	478
宿泊業、飲食サービス業	249	1,789
生活関連サービス業、娯楽業	210	969
教育、学習支援業	118	1,193
医療、福祉	248	3,941
複合サービス業	18	260
サービス業（他に分類されないもの）	163	1,902
公務（他に分類されないもの）	—※	—※

出典：令和3年経済センサス活動調査（速報値）

※令和3年経済センサス活動調査では公務の数値は調査対象外

(4) 土地利用

総面積は45.90km²で、令和3年度の宅地が約36%となっています。

全域が知多都市計画区域であり、用途地域が指定されている市街化区域が約45%、開発が抑制される市街化調整区域が約55%となっています。

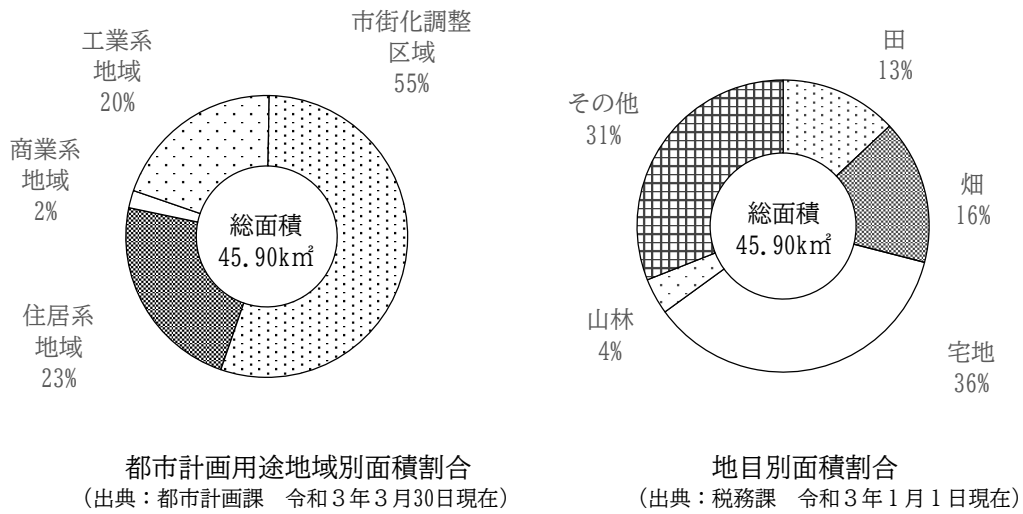


図1-4-2 用途地域別及び地目別面積割合

第2章 ごみ処理の現状と推移

1 ごみ処理の沿革

(1) ごみ処理の沿革

ごみ処理の沿革は次のとおりです。

ごみの減量と資源化を推進するため、平成29年4月から家庭系収集ごみの有料化を開始するとともに、家庭系直接搬入ごみ処理手数料の改定をしました。

組合の西知多クリーンセンター建設に向けた準備工事を令和2年12月に開始し、令和3年9月に本体工事を開始しました。令和6年度からの施設稼働を目指しています。

表2-1-1 ごみ処理の沿革

年 月	内 容
昭和30年4月 (1955) 12月	八幡町、岡田町及び旭町の3町合併により知多町発足 長浦地区に町営ごみ焼却場(処理能力 3.7 t / 日)竣工 佐布里地区七曲ごみ処理場で埋立処分開始(～昭和36年3月)
昭和36年4月	北粕谷地区ハジカミ池ごみ処理場で埋立処分開始(～昭和47年5月)
昭和45年9月	知多市制施行
昭和47年6月	大興寺地区大興寺ごみ処理場で埋立処分開始(～昭和49年3月)
昭和49年4月	佐布里地区桜鐘ごみ処理場で埋立処分開始(～昭和62年3月)
昭和55年5月	ごみ焼却場建設計画に伴う環境影響調査を実施
(1980) 10月	ごみ焼却場建設地を北浜町とする「ごみ焼却場建設基本計画」策定
11月	都市施設(ごみ焼却場)の都市計画決定(愛知県の承認)
昭和58年9月 (1983)	清掃センター竣工(流動床式焼却炉:処理能力120 t / 日(60 t × 2基) 粗大ごみ破砕機:処理能力30 t / 5時間)(10月1日運転開始)
昭和60年8月	新舞子字姥山地内に姥山地区一般廃棄物最終処分場建設工事着手
昭和62年4月	姥山最終処分場で焼却残さ及び不燃物の埋立開始(～平成7年3月)
平成2年1月 (1990) 3月	資源回収事業を試験的に開始(奨励金5円/kg) 「し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書」を三河・知多清掃施設 連絡協議会所属の市町及び一部事務組合と締結
平成3年2月 (1991) 3月	粗大ごみの戸別収集開始(手数料:2 t車5,000円/回)
7月	清掃センター内に余熱利用試験施設(温室)完成
12月	知多市ごみ対策会議設置(市長、助役、収入役、教育長及び各部長) 「知多市ごみ減量化基本計画」策定
平成4年8月 (1992) 10月	生ごみ堆肥化容器設置費補助事業開始(～平成10年3月) 知多市方式資源回収を減量化モデル地区(南粕谷4丁目)で開始
平成5年2月	「知多市ごみ減量化実施計画」策定
平成6年6月	資源回収拠点としてリサイクルプラザ建設着手
平成7年3月	姥山最終処分場埋立終了(跡地に平成10年度「旭桃記念館」建設)

年 月	内 容
平成7年3月 (1995) 4月	リサイクルプラザ施設の竣工(4月1日開館) 愛知臨海環境整備センター(以下「アセック」)名古屋港南5区に焼却残さの搬入開始(～平成22年2月)
平成8年3月 (1996)	「知多市ごみ処理基本計画」策定 「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」を愛知県内市町村及び清掃関係一部事務組合と締結(平成26年1月新協定締結で廃止)
平成8年10月	「知多市分別収集計画」策定
平成9年1月 (1997) 3月	国が「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」策定 知多市方式資源回収を全地域で実施完了
4月	資源回収報償金のうち、地域回収、集団回収の奨励金を5円/kg 消費税改正(5%)に伴う戸別収集手数料改定(5,090円/回)
8月	ペットボトルの回収を全地区で開始
11月	次期清掃センター建設計画に伴う環境影響調査を実施(～翌年10月)
平成10年3月 (1998) 10月	「次期清掃センター建設基本計画」を策定 「愛知県ごみ焼却施設広域化計画」が策定され、東海市、大府市、知多市、豊明市、阿久比町及び東浦町が「知多北部ブロック」となる
平成11年2月 (1999)	名古屋港管理組合が都市施設(ごみ焼却場)の都市計画決定に同意 次期清掃センター施設基本設計を策定
5月	次期清掃センターの生活環境影響調査を実施(～翌年2月)
6月	「知多市分別収集計画」改定(1回目)
8月	次期清掃センターに係る都市計画決定を変更(愛知県の承認) 白色トレイ回収を試験的に開始(翌年7月から全地域で実施) 知多北部地域ごみ焼却施設広域化ブロック会議が発足
平成12年2月 (2000) 6月	「知多市ごみ処理基本計画」改定(1回目) 現清掃センター建設工事着手
平成13年3月	知多市ごみ対策作業部会「ごみ減量化に関する報告書」を取りまとめ
平成14年4月 (2002) 6月	資源回収報償金のうち、集団回収奨励金を5円→7円/kgに改定 電気式生ごみ処理機購入費補助事業開始(～平成18年3月) 「知多市分別収集計画」改定(2回目)
7月	ごみの出しかた地区説明会実施(～8月、58回開催、参加者6,307人)
10月	ごみの分別(可燃物・不燃物)を変更
12月	定期収集ごみの指定袋制開始(可燃物・不燃物兼用45L、30L、20L) 直接搬入ごみ処理手数料導入(105円/10kg、家庭系50kgまで無料) 戸別収集手数料改定(2t車10,500円/回、軽ダンプ5,250円/回) リサイクルプラザ増設保管庫竣工
平成15年8月 (2003)	現清掃センター竣工(ガス化溶融設備、粗大ごみ破碎設備) 旧焼却施設撤去工事及び跡地植栽工事(～平成17年3月)
平成16年12月	「知多市ごみ処理基本計画」改定(2回目)
平成17年3月 (2005)	「知多北部地域ごみ焼却施設広域化計画」の策定(1期計画:平成25年に東海市と東部知多衛生組合構成市町の統合施設を供用。2期計画:平成35年に施設増設により知多市分を統合)
5月	次期最終処分場に係る生活環境影響調査を実施(～平成19年3月)
6月	「知多市分別収集計画」改定(3回目)
平成18年6月	せん定枝チップ化事業開始(～平成25年3月)

年 月	内 容
平成19年 1月	次期最終処分場に係る生活環境影響調査報告書の縦覧
(2007) 2月	「知多市ごみ処理基本計画」改定(3回目)
6月	「知多市分別収集計画」改定(4回目)
平成20年 3月	次期最終処分場(仮称)東鴻之巣最終処分場の実施設計策定
(2008) 4月	「知多北部地域ごみ焼却施設広域化計画」の変更(1期計画:東部知多衛生組合で施設建設。将来計画:知多北部ブロックの統合施設計画)
平成20年 6月	BDF(生物由来油ディーゼルエンジン用燃料)給油施設整備完了
(2008)	(仮称)東鴻之巣最終処分場建設、工事着手
9月	廃食用油拠点回収をリサイクルプラザと清掃センターで開始
平成21年 1月	廃食用油モデル回収を2地区(つつじが丘3丁目、南粕谷)で開始
(2009) 3月	「知多市災害廃棄物処理計画」策定
10月	廃食用油地域回収を全地域で実施
平成22年 2月	「ごみ処理相互応援に関する協定書」を名古屋市、東海市及び東部知多衛生組合と締結
(2010)	アセック名古屋港南5区への焼却残さ搬入終了
3月	東鴻之巣最終処分場竣工(焼却残さ等の埋立地、逆浸透膜方式浸出水処理施設)
6月	「知多市分別収集計画」改定(5回目)
10月	直接搬入ごみ処理手数料改定(事業系を150円/10kg)
	一般廃棄物処理業(収集運搬、処分)許可手数料改定(10,000円)
	資源回収報償金のうち、地域回収奨励金を5円→3円/kgに、集団回収奨励金を7円→4円/kgに減額
平成23年 3月	アセック衣浦港3号地廃棄物最終処分場へ焼却残さ搬入開始
(2011) 4月	直接搬入ごみ処理手数料改定(家庭系を120円/10kg、50kgまで無料)
10月	発火性危険物(スプレー缶、カセットガスボンベ、使い捨てライター)を地域資源回収に合わせて分別回収開始
平成24年 1月	ごみ収集車への有料広告掲載開始(～平成27年3月)
(2012) 10月	資源回収報償金のうち、地域回収奨励金を3円→0円/kg(報償金は資源売却代相当分のみ)に、集団回収奨励金を4円→2円/kgに減額
平成25年 3月	「知多市ごみ処理基本計画」を改定(4回目)
(2013) 4月	せん定枝チップ化事業を緑と花の推進課に移管
5月	東海市とごみ焼却施設等の統合に向けた協議推進の覚書締結
6月	「知多市分別収集計画」改定(6回目)
8月	直接搬入ごみからの廃家電回収及び売却を試行的に開始
12月	「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と締結
平成26年 1月	「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」を愛知県並びに県内市町村、下水道管理者及び関係一部事務組合と締結(「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止)
(2014)	
2月	東海市と新しいごみ焼却施設等の平成35年度の完成を目指し、事業主体、統合事務開始時期等の基本事項と今後の調整事項を合意する協定を締結
4月	パソコン含む使用済小型電子機器等(小型家電)回収を清掃センターとリサイクルプラザで開始

年 月	内 容
平成26年4月 (2014)	消費税改正(8%)に伴うごみ処理手数料改定(戸別収集:2t車10,800円/回、軽ダンプ5,400円/回、直接搬入:家庭系123円/10kg(50kgまで無料)、事業系154円/10kg)
7月	家庭系収集ごみ有料化検討会議設置、第1回検討会議開催(以下、8月、9月(先進地視察:滋賀県守山市、常滑市)、10月、11月に開催)
平成26年11月 (2014)	「知多北部地域ごみ焼却施設広域化計画」の再変更(1期計画:東部知多衛生組合で焼却施設建設し平成31年供用、破碎施設は平成34年供用。2期計画:東海市と知多市で焼却施設を建設し平成36年供用。将来計画:知多北部ブロックの統合施設を計画)
平成27年3月 (2015)	「家庭系収集ごみ有料化基本計画」策定 宅配事業者と小型家電の再資源化促進に関する協定締結
6月	組合ごみ処理基本構想検討委員会開催(~11月、5回開催)
7月	家庭系収集ごみ有料化に関する意見交換会を各コミュニティで実施(9月までに10コミュニティで実施)
平成27年9月 (2015)	東海市と新しいごみ処理施設建設候補地等に関する合意書締結(建設候補地を現知多市清掃センター敷地内とし、施設の発生エネルギーを活用した温水プール等の健康増進施設を現知多市営海浜プール敷地内に両市共同で建設する旨の決定)
平成28年2月	組合の「ごみ処理基本構想」策定
平成28年3月 (2016)	「家庭系収集ごみ有料化実施計画」策定
5月	リユース展に併設して小型家電のイベント回収
6月	「知多市分別収集計画」改定(7回目)
7月	市役所及び公民館で小型家電と使用済乾電池のボックス回収開始
9月	市議会での条例改正可決により、家庭系収集ごみ有料化の平成29年4月実施が決定
10月	家庭系収集ごみ有料化地区説明会(~12月、清掃センター4回を含む75回開催、延参加人数3,048人)
平成29年2月 (2017)	清掃センターとリサイクルプラザに小型家電回収ボックス設置
3月	「知多市ごみ処理基本計画」改定(5回目) 「知多市災害廃棄物処理計画」改定(1回目)
4月	家庭系収集ごみ有料化開始(50円/45L袋、30円/30L袋、20円/20L袋、4月末までは旧袋使用可能の経過措置)及び家庭系直接搬入ごみ処理手数料改定(123円→84円/10kg、50kgまで無料の廃止) ごみと資源の分別アプリケーションの運用開始 資源回収品目の追加(衣類に加え布類、飲料以外の缶類、有色トレイ・食品用プラスチック容器・発泡スチロール等、ペットボトルキャップ)及び使用済乾電池の地域回収開始 資源回収報償金のうち、集団回収奨励金を2円→4円/kgに増額 新旧指定ごみ袋交換の実施(~9月、7,127件1,051,106枚の交換)
7月	家庭用剪定枝粉碎機の貸出開始
12月	東海市と新ごみ処理施設の維持管理に関する事項を合意の協定締結
平成30年2月	組合の「ごみ処理施設整備基本計画」策定

年 月	内 容
平成30年7月 (2018)	市内4か所でプラスチック類(白色・有色トレイ、食品用プラスチック容器、発泡スチロール)の拠点回収を試行的に開始(令和2年4月から本実施)
10月	清掃センター及びリサイクルプラザで水銀使用廃製品(蛍光灯、水銀温度計・体温計・血圧計)のボックス回収開始 東海市と新ごみ処理施設建設に伴う協議書を締結
平成31年3月 (2019) 4月	組合と現清掃センターの解体に伴う機能補償に関する協議書を締結 組合が新ごみ処理施設の名称を「西知多クリーンセンター」に決定 保健センターのプラスチック類の拠点回収廃止 イトーヨーカドー知多店でプラスチック類(食品用プラスチック容器、食品用発泡スチロール容器)の店頭回収を試行的に開始(令和2年4月から本実施)
令和元年6月 (2019) 10月	「知多市分別収集計画」改定(8回目) 消費税改正(10%)に伴うごみ処理手数料改定(戸別収集:2t車11,000円/回、軽ダンプ5,500円/回、直接搬入:家庭系85円/10kg、事業系156円/10kg)
令和2年3月 (2020)	食品ロスの削減に向けた、「知多市いちごニャンコ運動」を開始 プラスチック類の店頭回収場所にマックスバリュ知多新知店を追加 清掃センター及びリサイクルプラザで小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー)の回収開始
4月	トレイの白色、有色の区分を廃止し、「トレイ」として回収開始 リサイクルプラザで家庭から発生する剪定枝の回収開始
12月	組合の西知多クリーンセンター建設に向けた準備工事開始(清掃センター仮設事務所・資源置場整備)
令和3年4月 (2021)	びん類の分別区分を変更(生きびん、無色びん、色付びん→無色びん、茶色びん、その他色びん)
5月	リサイクルプラザ事務所棟、車庫棟竣工 組合の西知多クリーンセンター建設工事のため、清掃センター管理棟、渡り廊下、資源置場を取壊し、ごみ対策課の事務所をリサイクルプラザに移転 清掃センターでの資源回収品目を、小型家電、使用済み乾電池、使用済みインクカートリッジ、水銀使用廃製品、廃食用油、発火性危険物に限定
9月	組合の西知多クリーンセンター建築本体工事開始
10月	「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を株式会社ジモティーと締結

2 ごみ処理の分別区分等

(1) 家庭系ごみ（資源含む）の分別区分等

令和4年度における家庭系ごみ（資源含む）の分別区分等は、表2-2-1のとおりで、ごみ処理手数料は表2-2-2のとおりです。

可燃物及び不燃物については、指定ごみ袋制度を導入しています。

なお、収集を行っているものについても、ごみについては清掃センターへの直接搬入（一部資源も直接搬入可能。）、資源については、リサイクルプラザへの直接搬入が可能です。

表2-2-1 家庭系ごみ（資源含む）の分別区分等

区 分		収集主体	回数	収集方式	手数料
可燃物		市（直営・委託）	週2回	ステーション方式	有料 （指定袋）
不燃物			月2回		
粗大ごみ・多量のごみ			随時 （予約制）	戸別収集	有料
発火性危険物		市（直営・委託）	月1回	地域回収 ステーション方式	無料
新聞					
ダンボール					
雑誌（雑がみ）					
牛乳パック					
布類					
アルミ缶					
スチール缶					
その他缶類					
無色びん					
茶色びん					
その他色びん					
ペットボトル					
トレイ					
プラスチック製容器（食品用）					
発泡スチロール					
ペットボトルキャップ					
使用済乾電池					
廃食用油（てんぷら油）					
使用済インクカートリッジ					
小型家電	排出者	随時	直接搬入		
水銀使用廃製品					
小型充電式電池					
剪定枝					

表 2-2-2 ごみ処理手数料（令和 4 年度現在）

区 分	種 類	金 額	備 考
定期収集 (可燃物・不燃物)	指定ごみ袋(45リットル)	50円/枚	紙おむつは対象外
	指定ごみ袋(30リットル)	30円/枚	
	指定ごみ袋(20リットル)	20円/枚	
直接搬入	家庭系ごみ	85円/10kg	10kg未満は 85円
	事業系ごみ	156円/10kg	10kg未満は156円
戸別収集	普通貨物自動車（2 t 車）	11,000円/回	家庭系ごみに限る
	軽貨物自動車	5,500円/回	

(2) 地域回収

地域回収は、61地区、計190か所（各地区1～13か所）において、地区住民の方の立会いのもと、月1回、資源の分別回収を行うものです。排出された資源は本市が回収し、売却又は委託により資源化をしています。

(3) 集団回収

集団回収は、家庭から排出される資源を、コミュニティ、自治会、町内会、PTA、子ども会などの市民団体が自主的に行う資源回収の方法です。集団回収の実施団体は、本市に団体登録後、回収を実施し、年2回、回収量を本市に報告します。本市は、回収量に応じた報償金を交付しています。

回収場所や方法、実施日は実施団体が独自に決め、任意の資源化業者などに売却しています。

表 2-2-3 資源集団回収

区 分	回収品目	報償金の額※
集団回収	新聞、ダンボール、雑誌（雑がみ）、アルミ缶、スチール缶、生きびん、無色びん、色付びん、衣類 ※実施団体により回収品目は異なります	4円/kg

※令和 4 年度現在

【参考】知多市方式資源回収

資源の有効利用とごみの減量を目的として、本市が回収・売却する「地域回収」と市民団体が行う資源回収に対し、報償金により支援する「集団回収」による2方式を併せた独自の資源回収システムを、平成9年から実施しています。

(4) 拠点回収・店頭回収

資源化を推進するため、リサイクルプラザ、清掃センター（一部品目に限る。）への直接搬入に加えて、次の回収場所で拠点回収や店頭回収を実施し、資源排出機会の拡大に努めています。

表2-2-4 拠点回収等の回収品目、回収場所、回収日・時間（令和4年度現在）

区分	回収品目	回収場所	回収日・時間
拠点回収	ペットボトルキャップ	市役所	開庁日・開庁時間
	乾電池 インクカートリッジ 小型家電	市役所 岡田、旭、東部 まちづくりセンター 中部公民館 八幡コミュニティ センター	開庁、開館日・ 開庁、開館時間
	ペットボトル トレイ 発泡スチロール プラスチック製容器 (食品用)	岡田、東部 まちづくりセンター ベティさんの家旭公園 北側駐車場	・ペットボトル 毎週土曜日（祝日 を含む） ・ペットボトル以外 毎週火・木曜日（祝 日を除く） 7時～10時 ※年末年始を除く
店頭回収	発泡スチロール (トレイを除く食品用 に限る) プラスチック製容器 (食品用)	イトーヨーカドー 知多店 マックスバリュ 知多新知店	営業日・営業時間

(5) 事業系ごみ

本市では、事業所から発生するごみの収集を実施していないため、事業者が、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に収集運搬を委託するか、清掃センターに直接搬入する必要があります。

ただし、一部の公共施設から発生する事業系ごみは本市で収集を行っています。

3 ごみ処理施設等

(1) 処理施設

ごみは、清掃センターで中間処理をしています。可燃物は、ガス化溶融処理、不燃物と粗大ごみは、選別・破碎処理をした後、一部を資源化しています。資源化できないものについては、ガス化溶融処理をしています。

清掃センターから発生する焼却残さは、東鴻之巣最終処分場と公益財団法人愛知臨海環境整備センター（以下「アセック」という。）の衣浦港3号地廃棄物最終処分場で最終処分しています。

資源のうち、アルミ缶、スチール缶とペットボトルは、リサイクルプラザで選別・圧縮をした後、売却しています。その他の品目は、一定量保管した後、売却又は処理委託をするか、直接、民間の資源化施設に搬入しています。

表2-3-1 中間処理施設概要

施設名称	ごみ処理施設 清掃センター	資源選別加工施設 リサイクルプラザ
竣工	平成15年8月	平成7年3月
所在地	知多市北浜町11番地の4、11番地の18	知多市南浜町22番地の2
処理能力	ガス化溶融設備 130 t / 日 (65 t / 日 × 2 炉) 粗大ごみ破碎設備 35 t / 5 時間 (1 系統) (うち、4 t / 5 時間は軟性粗大ごみのせん断設備)	缶ライン 0.2 t / 時間 ペットボトルライン 0.1 t / 時間

表2-3-2 最終処分場概要

施設名称	一般廃棄物最終処分場 東鴻之巣最終処分場
竣工	平成22年3月
所在地	知多市八幡字東鴻之巣36番地の2
敷地面積	30,180.81m ²
埋立地面積	12,400m ²
埋立地容量	57,600m ³

(2) 西知多クリーンセンターの概要

令和6年度から、組合の西知多クリーンセンターで焼却・破碎処理を実施予定です。
西知多クリーンセンターの概要は表2-3-3のとおりです。

表2-3-3 西知多クリーンセンターの概要

施設名称	西知多クリーンセンター	
竣工	令和6年6月（予定）	
所在地	知多市北浜町11番地の4、11番地の18	
処理能力	ごみ焼却施設 全連続燃焼式ストーカ炉 185 t / 日（92.5 t / 日 × 2 炉）	粗大ごみ処理施設 破碎・選別機 21 t / 日

【参考】西知多クリーンセンターの整備ビジョン

循環型社会の形成の推進を目指すとともに、市民が安心して暮らすことのできるまちとするため、環境の保全に配慮し、ごみの安全・安定的な処理が可能な施設とします。

【コンセプト】

- ・長期間にわたる安全・安定的なごみ処理が可能で、経費を低減できる施設
- ・災害時にごみ処理を継続して実施できる施設
- ・ごみの焼却により発生するエネルギーを効率良く回収できる施設
- ・周辺の自然環境や生活環境に配慮した施設
- ・環境学習の場として活用できる施設

出典：西知多医療厚生組合ごみ処理基本構想



西知多クリーンセンターの外観（予想図）

【参考】公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）とは

昭和63年に「快適な地域社会の実現と産業の健全な発展に寄与するために、愛知県内の公共事業及び産業活動から排出される廃棄物の安全かつ適正な処分について、調査研究を行うとともに廃棄物の海面埋立処分事業を実施することを目的」に、愛知県、本市を含めた県内市町村と民間企業により設立された第三セクターの公益法人です。

アセックの概要

会社名称	公益財団法人愛知臨海環境整備センター
施設名称	衣浦港3号地廃棄物最終処分場
所在地	知多郡武豊町字旭1番地及び1号地17番地2の地先公有水面
全体面積	471,825.70m ²
埋立地面積	388,132.8m ²
埋立地容量	4,869,159m ³

出典：公益財団法人 愛知臨海環境整備センターHP

<https://www.asec.or.jp/index.html>

4 ごみ処理フロー

(1) ごみ処理フロー

ごみ処理の流れは、図2-4-1のとおりです。

家庭系ごみは、可燃物及び不燃物を本市又は委託業者で収集し、清掃センターに搬入しており、粗大ごみや多量のごみは、清掃センターに市民が直接搬入することとしています。なお、粗大ごみや多量のごみを直接搬入できない場合には、予約制で有料の戸別収集も行っています。

事業系ごみは、事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可業者により清掃センターへ直接搬入されるものを受け入れています。

資源は、本市又は委託業者で回収し、リサイクルプラザに搬入するものや民間処理施設に直接搬入しているものがあります。市民の方のリサイクルプラザへの直接搬入も可能です。

また、子ども会などの集団回収により、直接、資源化業者などに引き取られるものがあります。

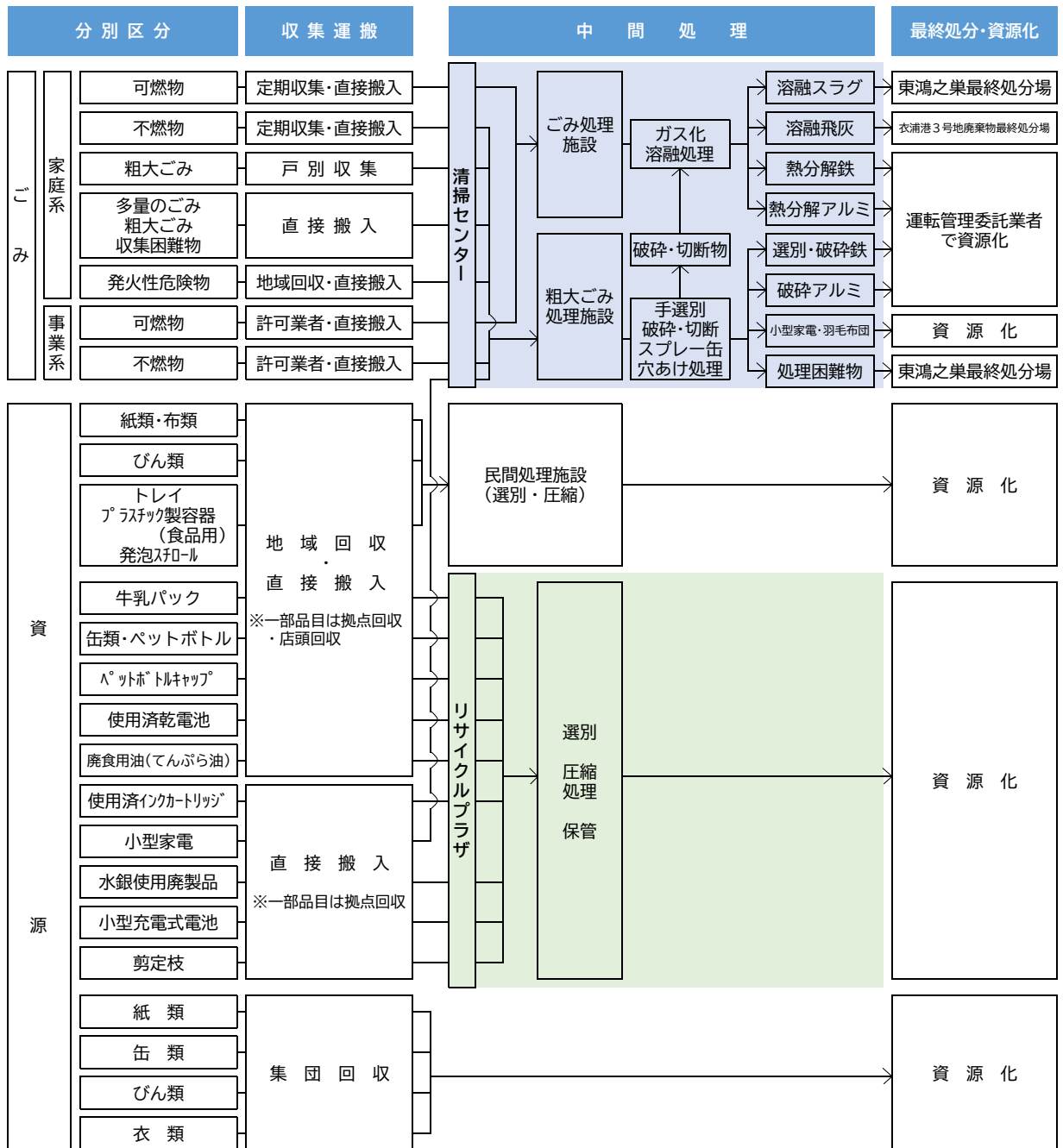


図 2-4-1 ごみ処理の流れ

5 ごみ排出量とごみ質の推移

(1) ごみ及び資源の総排出量

前計画開始年度の平成29年度に開始した家庭系収集ごみ有料化により、平成28年度のごみ総排出量27,909 t に対し、平成29年度は24,443 t に減少し、約12.4%の減量効果がありました。その後は、ほぼ横ばいとなっていますが、資源は、減少傾向です。

なお、本計画で取り扱う資源の排出量は、地域回収、直接搬入、拠点回収、店頭回収及び集団回収の合計で、民間事業者がステーション、店頭などで独自に回収をしているものは含まれていません。

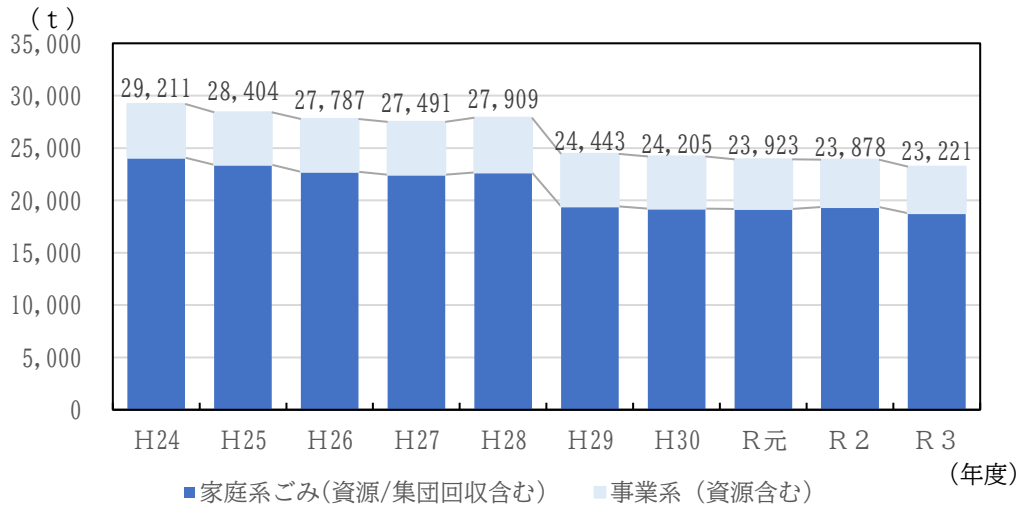


図2-5-1 ごみ総排出量の推移(家庭系+事業系)

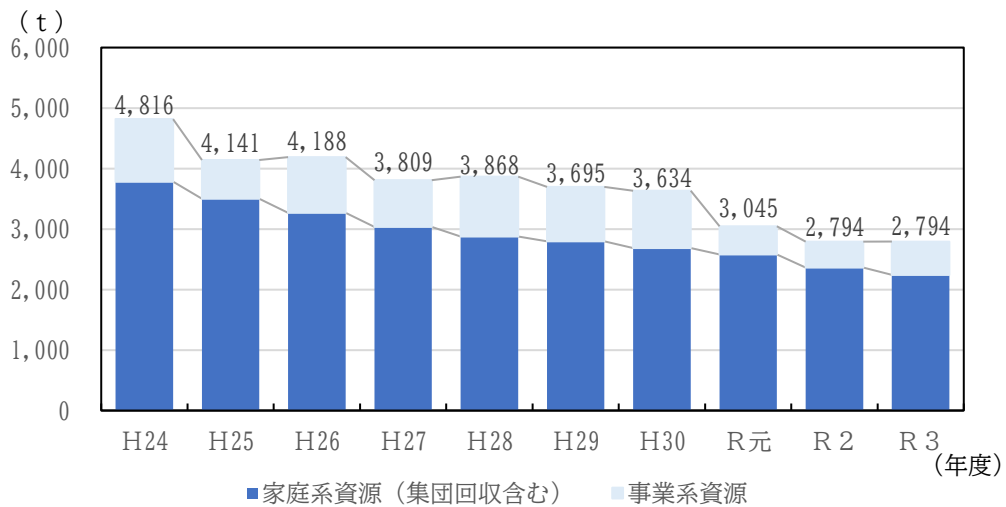


図2-5-2 資源総排出量の推移(家庭系+事業系)

(2) 家庭系ごみの排出量

平成29年に家庭系収集ごみ有料化を開始し、平成29年度は平成28年度の家庭系ごみ排出量（資源を含む）から14.3%の排出抑制につながりました。その後は、家庭系ごみ排出量（資源を除く）はほぼ横ばい傾向にあります。

一方、資源は、減少傾向にあり、特に紙類について、民間事業者独自の回収が増加してきていることや、ペーパーレス化などの影響もあり、大きく減少しています。

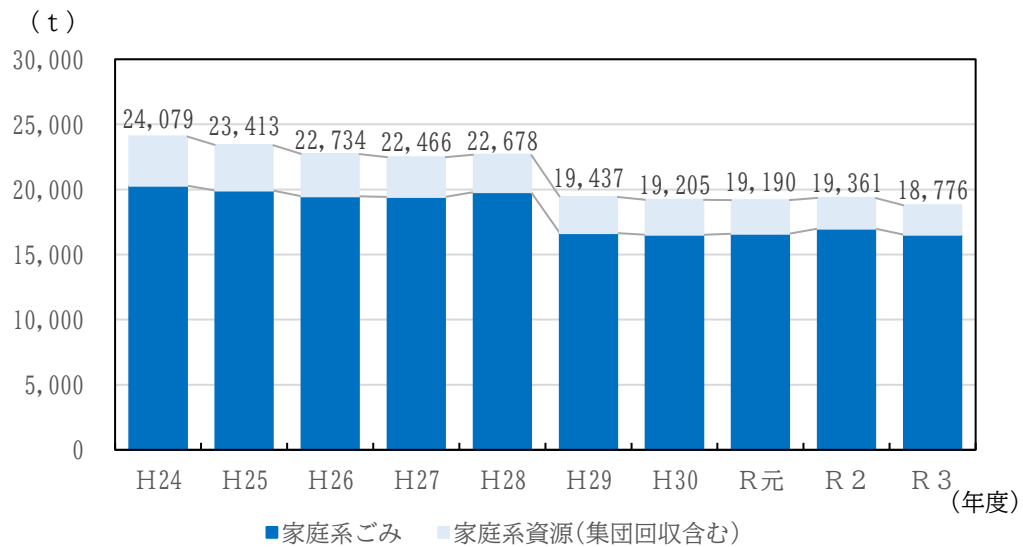


図 2 - 5 - 3 家庭系ごみ排出量の推移

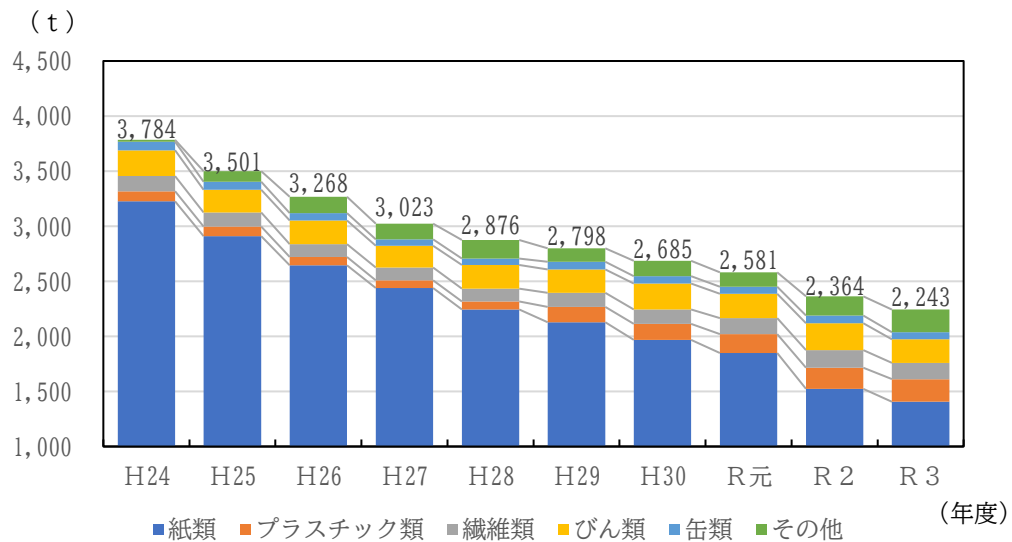


図 2 - 5 - 4 家庭系資源の項目別排出量の推移

(3) 事業系ごみの排出量

近年は、減少傾向ですが、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます。資源については、市内輸入小麦受入施設から排出される小麦ダストが、平成31年1月に、民間資源化施設の不適正処理により受入停止となり、資源化できなくなった影響もあり、減少しています。

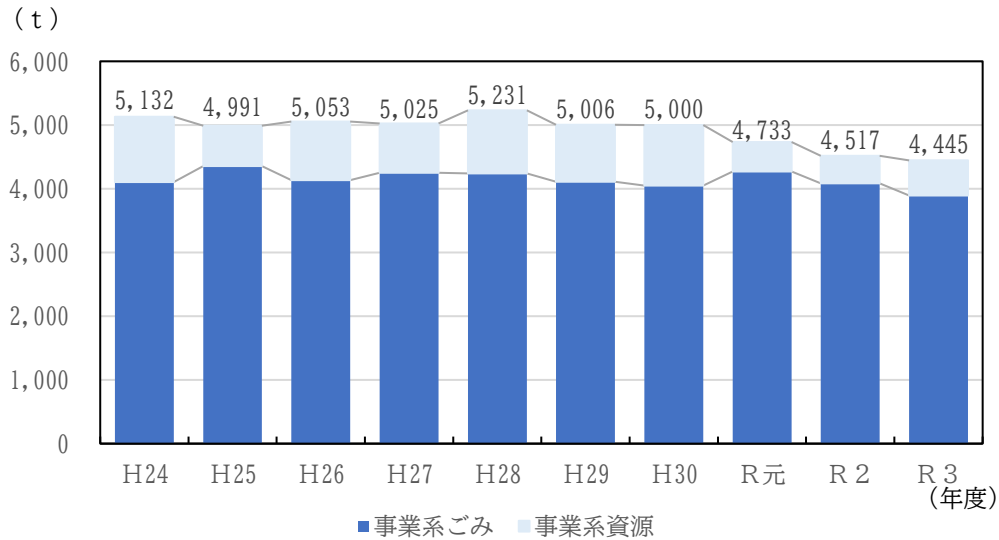


図 2-5-5 事業系ごみの推移

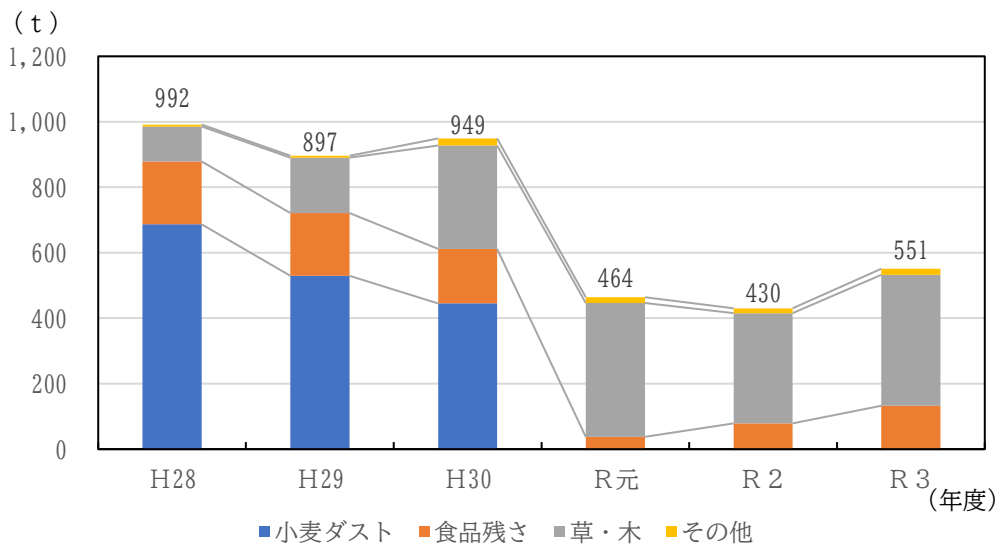


図 2-5-6 事業系資源の項目別排出量の推移

(4) ごみ質

ごみ質について、令和3年度では、紙類の占める割合が1番多く、次にビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、布類、木・竹・わら類、厨芥類の順となっています。

平成28年度からの推移を見ると、紙・布類や木・竹・わら類が減少傾向です。代わりに、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類のプラスチック類と厨芥類が占める割合が増加傾向です。

ごみ質の分析結果の推移は表2-5-1のとおりです。

表2-5-1 ごみ質の年度別推移（乾ベース）

区 分		H28	H29	H30	R元	R2	R3
単位体積重量 (kg/m ³)		125	128	121	122	112	138
ごみの種類組成 (%)	紙類	50.88	46.70	46.23	38.78	43.83	33.83
	布類						17.68
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	22.35	26.23	28.55	35.73	33.90	24.98
	木・竹・わら類	14.20	16.70	11.45	10.05	10.73	10.35
	厨芥類	7.35	7.35	8.48	10.00	8.80	9.95
	その他	2.38	1.98	1.18	2.94	1.73	1.80
	金属類	1.28	1.13	0.00	0.00	0.00	1.40
	不燃物類	1.68	0.00	4.13	2.48	1.05	0.10
三成分 (%)	水分	40.60	46.55	37.55	40.05	43.83	46.28
	灰分	5.33	3.53	7.63	6.83	5.73	5.40
	可燃分	54.08	49.93	54.83	53.10	50.45	48.33
低位発熱量 (kJ/kg)		10,230	10,000	11,400	10,530	10,420	9,880

6 ごみ処理量とごみ処理経費の推移

(1) ごみ処理量

年度により増減はありますが、清掃センターでのごみ処理量は、概ね減少傾向です。

廃棄物処理法の規定に基づき、清掃センターの維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報を公開し、適正に処理をしています。

また、ダイオキシン類濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出ガス基準である $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下で、ダイオキシン類の発生は抑制されています。

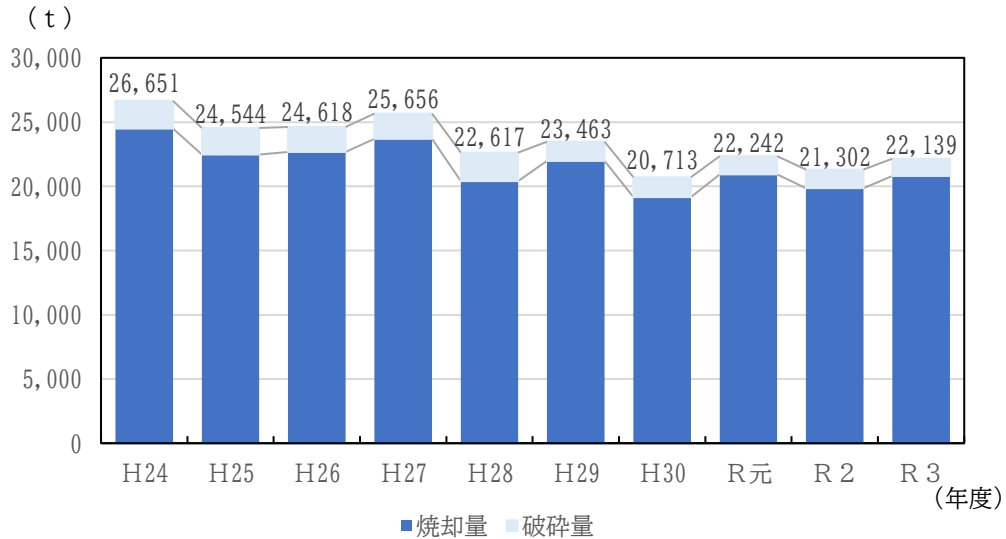


図2-6-1 ごみ処理量の推移

(2) 最終処分量

清掃センターでのごみ処理により発生する溶融スラグ、清掃センターで処理できない陶磁器くず等を東鴻之巣最終処分場で最終処分しています。また、溶融飛灰の処分をアセックに委託しています。

清掃センターと同様に、東鴻之巣最終処分場の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報を公開し、適正に処理をしています。

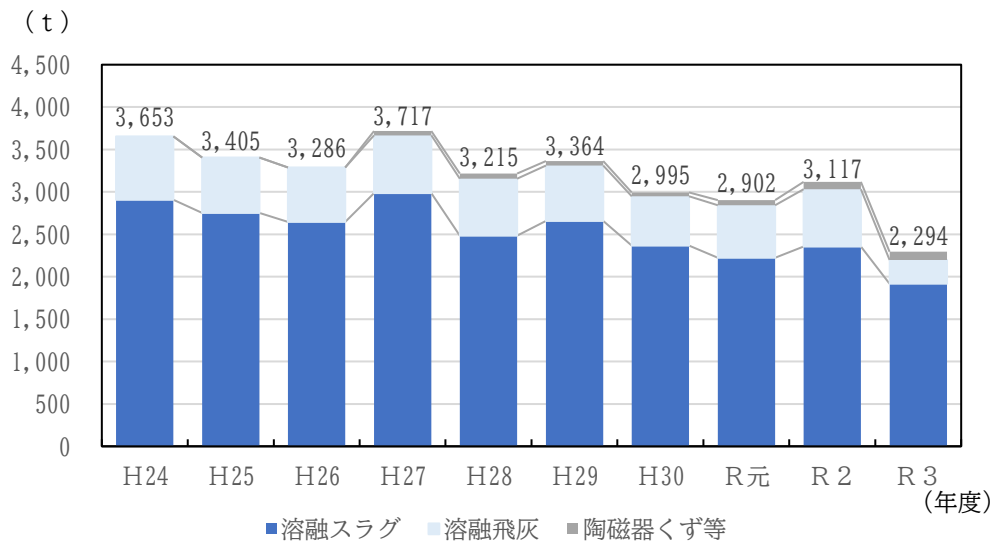


図 2-6-2 最終処分量の推移

(3) ごみ処理経費

令和 3 年度のごみ処理費用は、1,544,065 千円であり、市民 1 人当たりの処理費用は、18,198 円です。

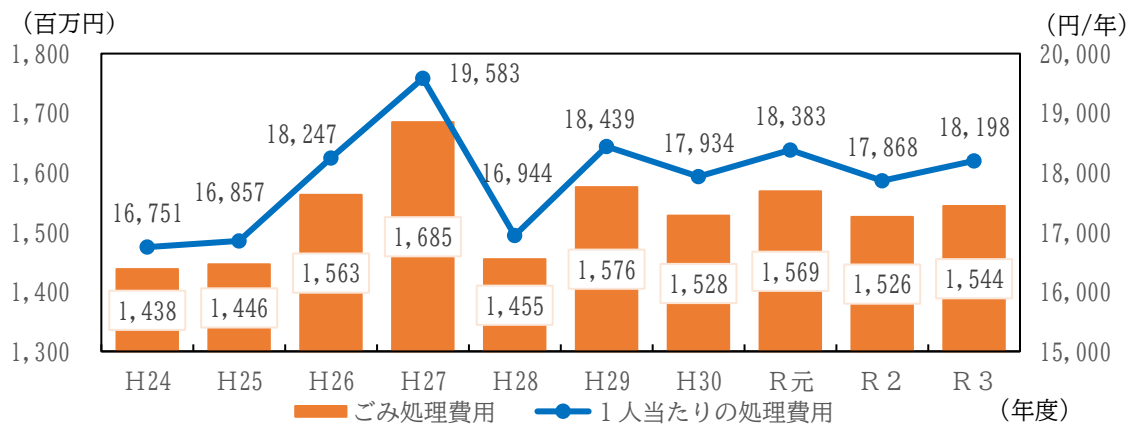


図 2-6-3 ごみ処理経費の推移

7 前計画で掲げた数値目標の進捗状況と課題

(1) 前計画の数値目標

前計画は、平成29年度を始期とし令和9年度を目標年度とした数値目標を掲げています。数値目標の中には、令和2年度に目標値を達成し、維持する項目もあります。

表2-7-1 前計画の数値目標

項目	令和9年度（目標年度）における目標
排出抑制	家庭系ごみ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く。）について、令和2年度に500gまで削減し、令和9年度まで維持します。
	事業系ごみ 1日に排出される事業系ごみ排出量（資源除く。）について、令和2年度に11.06t、令和9年度に9.25tまで削減します。
再生利用	再生利用率※を令和2年度に20%にし、令和9年度まで維持します。 ※再生利用率 家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の総量に対して、資源化される量の割合を再生利用率とします。
最終処分	最終処分量を平成27年度実績より21%削減し、令和9年度に2,950tとします。

(2) 進捗評価

令和2年度の間目標値が最終目標値となっている項目もあることから、令和2年度の実績で、最終目標値を達成できるか評価しました。

表2-7-2 前計画の進捗評価

項目	単位	令和2年度		令和9年度	目標達成の見込み	
		実績	中間目標	最終目標		
排出抑制	家庭系ごみの排出量	g/人・日	545	500	500	×
	事業系ごみの排出量	t/日	11.2	11.06	9.25	×
再生利用	再生利用率	%	13.7	20	20	×
最終処分	最終処分量	t	3,117	—	2,950	○

ア 家庭系ごみ（資源除く）の進捗評価

平成29年4月に開始した家庭系収集ごみ有料化によって、排出抑制効果がありました。しかし、平成30年度以降はほぼ横ばいで、令和2年度目標値の500g/人・日に対し、545g/人・日で、達成できませんでした。このまま推移すると目標達成は難しい状況です。

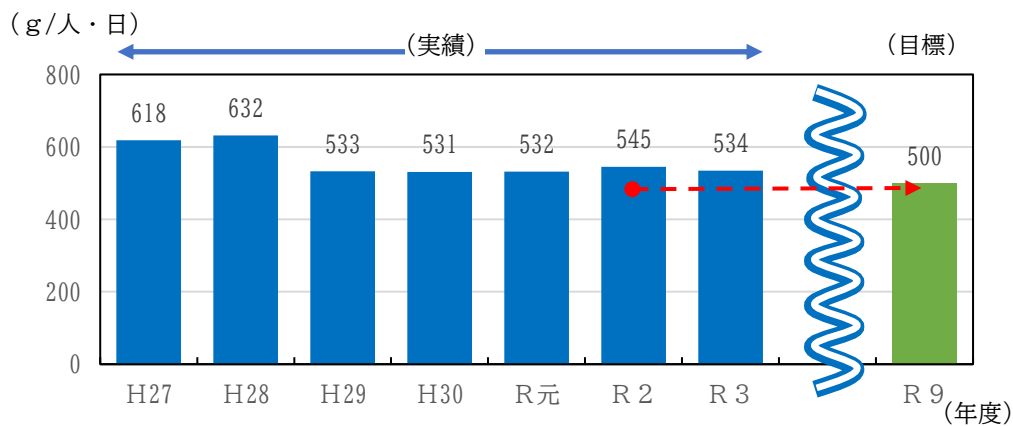


図2-7-1 家庭系ごみ（資源除く）の推移

イ 事業系ごみ（資源除く）の進捗評価

令和2年度に11.06t/日にする目標に対して、実績は11.2t/日であり、わずかに達成できませんでした。

令和9年度の9.25t/日の目標達成に向け、継続して減量施策を実施し、排出量の推移を注視することが必要です。

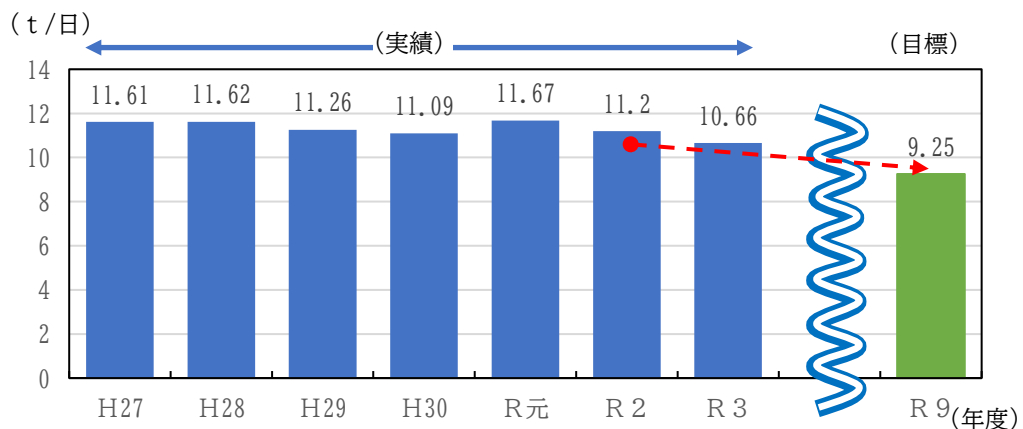


図2-7-2 事業系ごみ（資源除く）の推移

ウ 再生利用率の進捗評価

家庭系収集ごみ有料化を実施した平成29年度に再生利用率は向上しましたが、以降は、緩やかに減少しています。これは、資源回収量が減少を続けていることが一因と考えられます。また、市内輸入小麦受入施設から排出される小麦ダストが、平成31年1月に、民間資源化施設の不適正処理により受入停止となり、資源化できなくなり、事業系の資源回収量も減少したことも要因の一つと考えられます。

これらのことから、令和2年度実績は、目標の20%に対し、13.7%で、目標を達成できませんでした。このまま推移すると、令和9年度の目標達成も困難です。

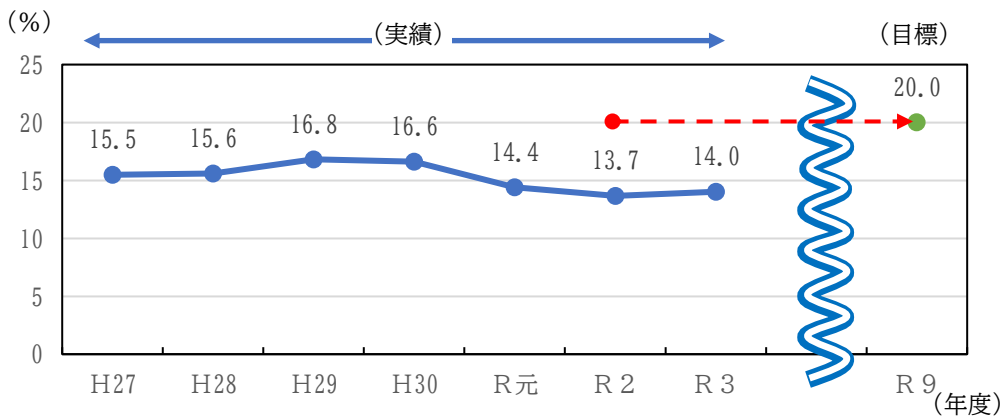


図2-7-3 再生利用率の推移

エ 最終処分量の進捗評価

最終処分量は中間目標を定めていませんが、令和元年度に令和9年度目標である2,950 tを達成しています。令和2年度は増加していますが令和3年度も目標を達成しています。このまま推移すると目標を達成する見込みです。

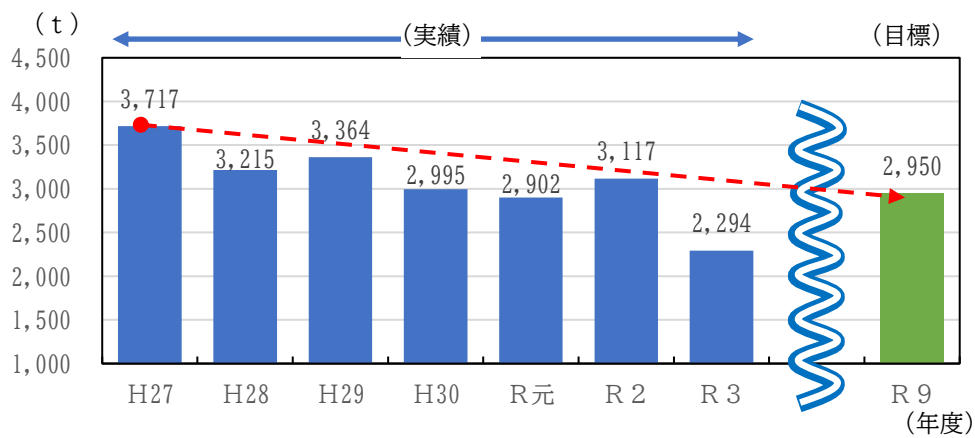


図2-7-4 最終処分量の推移

8 ごみ処理を取り巻く社会情勢の変容と今後の課題

(1) 社会情勢の変容

国では、脱炭素社会への移行や持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、ごみ処理においてもこうした環境の変化を踏まえる必要があります。

ア SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。社会・経済・環境などの様々な課題に取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指しています。



出典：国際連合広報センター
<https://www.unic.or.jp/>

図2-9-1 SDGsの17のゴール

イ 気候変動への対応

近年、集中豪雨や猛暑など地球温暖化の影響と思われる現象が現れ始めています。国においては、令和2年10月に令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

【参考】カーボンニュートラルとは

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量※」から、植林、森林管理などによる「吸収量※」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※人為的なもの

出典 環境省「脱炭素ポータル」

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/

【参考】本市におけるカーボンニュートラルの取組

環境基本計画において、温室効果ガスの排出量の現状を把握し、令和12年度に平成25年度比で26%の削減を目標としています。

また、令和3年8月に令和32年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることに挑戦する「ゼロカーボンシティちた宣言」を表明しました。

【参考】激甚化する自然災害の増加

東日本大震災などの大規模な地震災害が発生するとともに、台風や集中豪雨に伴う洪水、土砂災害などが頻発しています。

災害時に発生する災害廃棄物は、地域の復旧・復興の妨げになります。平時から体制を整備し、早急に災害廃棄物を処理することが求められています。

ウ 地域循環共生圏の構築

国では、地域資源を最大限に活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が発揮されることを目指す、地域循環共生圏の構築にむけた取組を推進しています。

地域循環共生圏は、Society5.0※をベースとしており、その実現にはSociety5.0が不可欠です。革新技術を取り入れることで、SDGsやゼロカーボンの達成にも寄与します。

※IoTなどのイノベーションを通じ、新たな価値を生み出すこと。

エ 新たに施行された法体系等への対応

国は、令和元年10月に食品ロス削減推進法を施行し、国・地方公共団体・事業者・消費者の多様な主体が一丸となって食品ロスの削減に取り組むことを目指しています。基本方針では、令和12年度には平成12年度比で食品ロス量の半減を目標としています。

また、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法を施行し、プラスチックの資源循環の促進に向けた取組が加速しています。

(2) 今後の課題

ごみ処理の現状とごみ処理を取り巻く社会情勢の変容から、ごみ処理における今後の課題は、次のとおり考えられます。

ア ごみの減量と資源化の推進

プラスチックや食品ロスを中心としたごみの発生抑制によるごみの総排出量を減らすことが重要です。また、分別の徹底を推進し、資源化可能物は資源として適切に処理し、循環する取組を行う必要があります。これを踏まえて、従来からある3Rの考え方を発展させ、ごみの減量と資源化の推進に向け、重点的に施策を検討する必要があります。

イ 資源排出機会の拡充と市民サービスの向上

知多市方式資源回収を実施していますが、近年は市民のライフスタイルの変容や回収頻度などの課題があり、知多市方式資源回収のあり方について検討する必要があります。

また、ごみや資源の出し方などにおける市民サービスの向上について取組を行う必要があります。

ウ 適正な廃棄物処理と施設の強靱化

西知多クリーンセンターが稼働する令和6年度までは、現有施設を安定的に運用する必要があります。

また、西知多クリーンセンターの稼働に向けた最終的な調整を、東海市及び組合と行う必要があります。

第3章 ごみ処理の目標

1 基本方針

基本方針1 4Rの推進

これまでの3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を発展させ、必要のないものはきっぱり断ることでごみを発生させない「リフューズ」の考え方を加えた4Rとして、ごみの減量を進めます。

【参考】4Rとは

「Reduce（リデュース=発生抑制）」、「Reuse（リユース=再使用）」、「Recycle（リサイクル=再利用）」の頭文字をとった3Rの取組みが浸透しています。

3Rの取組に「Refuse（リフューズ=発生回避）」を加え、4Rの取組を行うことで循環型社会の形成の構築を推進します。

基本方針2 持続可能なごみ処理体制の構築

ごみ処理施設を適正に管理し、周辺環境に配慮した施設の運転を行います。

また、組合が事業主体として建設が始まっている西知多クリーンセンターについては、令和6年度の稼働を目指します。

基本方針3 加速度的に変化する社会環境への対応

SDGs、ゼロカーボン、デジタル技術の活用など、社会環境は劇的に変化しており、こうした変化に対応していきます。

2 数値目標

(1) 計画目標

令和3年度のごみ排出量の実績を基準とし、令和9年度を中間目標年度、令和14年度を最終目標年度とする計画目標を定めます。目標値については本計画の進捗や社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 数値目標

本計画の基本方針を踏まえ、4Rを重点的に取り組み、ごみの発生抑制、適正な分別によりごみの排出量が削減でき、資源化が推進された場合のごみ排出量を推計し、目標値を設定します。

設定に当たっては、将来人口の見込みを勘案し、新たな施策を実施せず、現状の施策を維持した場合のごみ発生量を推計したうえで目標値を設定します。

また、国、県及び組合の数値目標なども参考にして設定します。

表3-2-1 数値目標

項目	基準値	目標	
	令和3年度	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (最終目標年度)
家庭系ごみ(資源除く) の排出量(g/人・日)	534g/人・日	480g/人・日 以下	460g/人・日 以下
事業系ごみ(資源除く) の排出量(t/日)	10.66t/日	9t/日	9t/日以下
出口側の循環利用率※(%) ※再生利用率	14.0%	20%	25%以上
最終処分量(t)	2,294t	2,600t以下	2,400t以下

目標の考え方は次のとおりです。

家庭系ごみは、国の指標であるの440g/人・日の目標達成は困難なことから、県の指標である480g/人・日の目標達成を中間目標年度に目指すこととしました。そして、継続してごみの減量に取り組むことで、最終目標年度に460g/人・日を目指すこととしました。

事業系ごみは、工業用地造成などによる企業進出によりごみ発生量が増加する可能性もあることから、前計画の目標を概ね維持することとし、9t/日以下を目指す

こととしました。

出口側の循環利用率は、前計画の最終目標値である20%を中間目標年度に目指すこととし、資源化の取組をさらに推進することで、最終目標年度に国の指標に近づける25%以上とすることとしました。

最終処分量は、過去5年間ごみ処理量の平均から、減量効果を見込み、中間目標年度で2,600 t以下、最終目標年度で2,400 t以下を目指すこととしました。令和3年度の実績では、目標値を達成していますが、施設のトラブルなどにより、一時的に最終処分量が減少したため、過去の平均により目標を設定することとしました。

【参考】国、県及び組合の目標等

	国の指標	県の目標	組合の目標
計画名	第四次循環型社会形成推進基本計画	愛知県廃棄物処理計画	西知多地域循環型社会形成推進地域計画(第2次)
目標年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度
目標(指標)	総ごみの排出量 850 g/人・日 家庭系ごみの排出量 440 g/人・日 出口側の循環利用率 28%	家庭系ごみの排出量 480 g/人・日 出口側の循環利用率 23% 最終処分量 令和元年度から4%の削減	家庭系ごみの排出量 17,615 t 事業系ごみの排出量 3,634 t 総資源化量 4,408 t (20.8%) 最終処分量 2,234 t

第4章 目標達成に向けた施策

1 各主体の期待される役割

(1) 各主体の役割

本計画の目標達成に向けて「市民」、「事業者等」、「行政」の、ごみに関わる主体が、それぞれの立場から役割を担い、協働して取り組みます。

各主体に期待される役割は次のとおりです。

ア 市民の役割

- (ア) 一人ひとりがごみの排出者としての責任を持ち、資源には限りがあると自覚してごみをなるべく排出しないよう、ライフスタイルを見直すとともに、分別の徹底など、ごみの減量と資源化の推進に向けた取組に協力します。
- (イ) 地域回収やごみ減量講座などに積極的に取り組み、地域コミュニティに根差した活動を展開します。
- (ウ) クリーンキャンペーンなどの美化活動に参加し、まちをきれいに保つとともに、不法投棄の抑止を図ります。

イ 事業者等の役割

- (ア) ごみの排出者として、ごみの発生から最終処分までの責任を持つとともに、適切にごみの処理や資源化をします。
- (イ) ごみの減量と資源化の推進に向けて、サプライチェーンにおいて、ごみをなるべく発生させない取組を検討します。
- (ウ) 環境に配慮した企業理念や環境方針を掲げ、可能な範囲で地域への貢献に取り組みます。

ウ 行政の役割

- (ア) 市民・事業者等がごみの減量・資源化に取り組みやすい施策を実施します。
- (イ) 安心で安全なごみ処理体制を構築するとともに、環境負荷の低減を目指した取組を推進します。
- (ウ) 災害発生時、迅速に対応できる体制整備を行うとともに、西知多クリーンセンターでの災害廃棄物処理体制について、東海市及び組合と連携して構築します。

2 目標達成に向けた施策

(1) 施策体系

施策の体系は図4-2-1のとおりです。

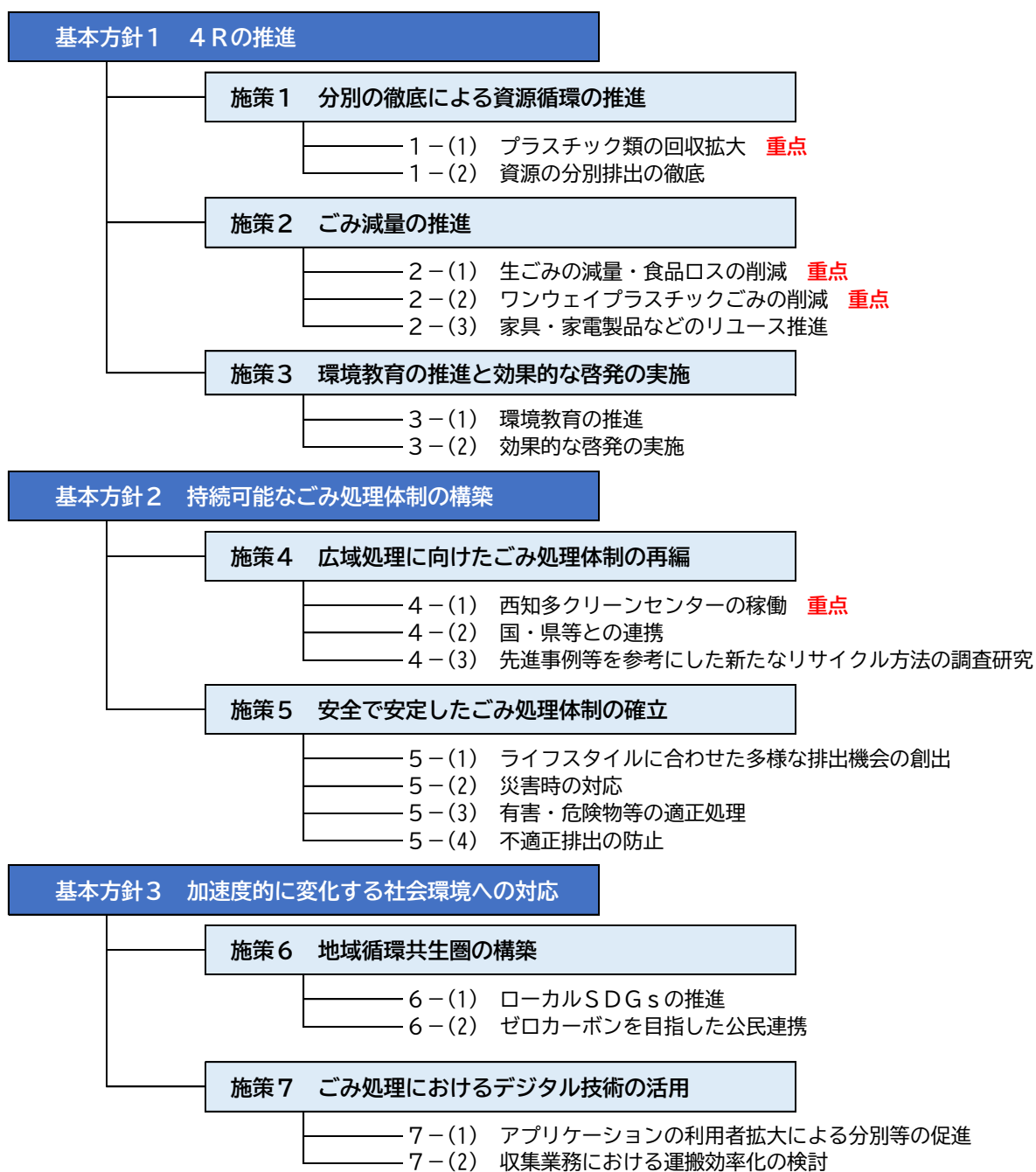


図3-2-1 施策の体系

基本方針1 4Rの推進

施策1 分別の徹底による資源循環の推進



(1) プラスチック類の回収拡大 **重点** リサイクル

プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえ、排出されたプラスチックを資源として循環させる取組を重点的に推進します。

具体的な取組内容は次のとおりです。

ア プラスチック製容器包装・プラスチック製品の一括回収の実施

現在、地域回収などで回収をしている、トレイ・プラスチック製容器（食品用）・発泡スチロールについて、令和6年度以降、対象をプラスチック製容器包装全般に拡大し、ごみ収集場所での分別収集を実施し、資源化の推進を図ります。

また、プラスチック製品も分別収集の対象とし、プラスチック製容器包装と一括回収することで、市民の利便性向上を図ります。

イ 大型プラスチック製品の直接搬入

分別収集の対象外となる大型のプラスチック製品（衣装ケースなど）についても、リサイクルプラザへの直接搬入を実施します。

ウ 店頭回収などの活用による回収推進

(2) 資源の分別排出の徹底 **リサイクル**

生ごみと同じく、可燃物の中に多く含まれる紙類を始め、資源化可能なごみの分別を推進します。

具体的な取組内容は次のとおりです。

ア 地域回収、集団回収、拠点回収、店頭回収などの活用

イ 民間の資源ステーション、新聞戸別収集、小売店舗独自の店頭回収の活用

ウ 草木類などの資源化の推進

エ リサイクルプラザでの直接搬入品目拡大の検討

[分別の徹底による資源循環の推進における各主体の取組]

施策内容		各主体の取組内容		
		市民	事業者等	行政
プラスチック類の回収拡大	一括回収の実施	・分別排出	—	・実施※ ・啓発、周知
	大型プラスチック製品の直接搬入	・分別排出	—	・実施※ ・啓発、周知
	店頭回収などの活用による回収推進	・活用	・独自の資源化推進 ・啓発、周知	・啓発、周知 ・拠点回収見直し
資源の分別排出の徹底	地域回収、集団回収、拠点回収、店頭回収などの活用	・集団回収実施 ・活用	・独自の資源化推進 ・啓発、周知	・支援 ・啓発、周知 ・広報 ・拠点回収見直し ・拠点回収品目の見直し
	民間の資源ステーションなどの活用	・活用	・資源回収ステーション設置 ・店頭回収の実施	・啓発、周知
	草木類などの資源化の推進	・分別排出 ・実施	・独自の資源化推進	・分別指導 ・啓発、周知
	直接搬入品目の拡大の検討	・分別排出	—	・小型家電回収品目の追加検討※ ・その他品目の追加検討

※令和6年度以降に実施

施策2 ごみ減量の推進



(1) 生ごみの減量・食品ロスの削減 **重点** リデュース

ごみの発生自体を減らすためには、可燃物の中に多く含まれる生ごみの減量が不可欠です。また、食品ロス削減推進法が施行され、食品ロスの削減に向けた取組が推進されています。本市においても、重点的に取組を行います。

具体的な取組内容は次のとおりです。

ア 食材の使いキリ、料理の食べキリ、生ごみの水キリによる3つのキリの推進 イ いちごニャンコ運動の推進

食品ロス削減のため、これまで宴会を対象とした「3010(さんまるいちまる)運動」を推進してきましたが、新たに「いちごニャンコ」のキャラクターを設定し、宴会以外にも対象を広げた本市独自の取組です。

- 宴会では乾杯後の15分(いちご)とお開き前の25分(ニャンコ)は自席で料理を楽しむ。
- 宴会以外の外食では小盛の注文や料理のシェアなどにより「きれいに残さず、ごちそうさま」を心がける。
- 家庭では毎月15日(いちご)、25日(ニャンコ)に冷蔵庫の中の食材を確認して、期限切れ前に消費するよう心がける。



食品ロス削減推進キャラクター いちごニャンコ

ウ 「てまえどり」行動の推進

食品ロス削減のため、購入してすぐ食べる時は、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。



出典：環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/recycle/food/post_95.html

エ フードバンク・フードドライブ活動の推進

フードバンク活動……食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引取り、福祉施設などに提供する活動です。

フードドライブ活動…家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている方などに寄付する活動です。

(2) ワンウェイプラスチックごみの削減 **重点** **リフューズ** **リデュース**

プラスチックごみは、気候変動や海洋プラスチックの問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応が求められており、プラスチック資源循環促進法が施行されました。本市においても、法律に基づき取組を推進します。

具体的な取組内容は次のとおりです。

- ア マイバッグ・マイボトルの利用
- イ カトラリー（スプーン・フォークなど）の削減
- ウ 詰替え用商品の利用促進
- エ 簡易包装の推進

(3) 家具・家電製品などのリユース推進 **リデュース** **リユース**

各家庭で不要になった家具・家電製品や衣類などの中には、まだ使用可能なものが存在します。リユースの取組を推進することで、ごみの発生抑制につながります。

具体的な取組内容は次のとおりです。

- ア 地域情報サイト、フリーマーケットアプリケーションなどの活用
- イ フリーマーケット・リサイクルショップの利用
- ウ 修理・補修の推進

[ごみ減量の推進における各主体の取組]

施策内容		各主体の取組内容		
		市民	事業者等	行政
生ごみの減量・食品ロスの削減	3つのキリの推進	・実施	・実施	・啓発、周知
	いちごニャンコ運動の推進	・実施	・販売方法の工夫 ・啓発、周知	・啓発、周知 ・率先行動
	てまえどりの推進	・実施	・啓発、周知	・啓発、周知
	フードバンク・フードドライブ活動の推進	・食品提供	・実施 ・食品提供	・市民・事業者等と連携 ・啓発、周知
ワンウェイプラスチックごみの削減	マイバッグ・マイボトルの利用	・持参 ・提供を断る	・販売 ・提供の抑制 ・啓発、周知	・啓発、周知 ・率先行動
	カトラリーの削減	・持参 ・提供を断る	・代替素材の販売・開発 ・提供の抑制 ・啓発、周知	・啓発、周知
	詰替え用商品の利用促進	・実施	・販売	・啓発、周知 ・率先行動
	簡易包装の推進	・実施 ・過剰包装を断る	・実施 ・啓発、周知 ・過剰包装の抑制	・啓発、周知
家具・家電製品などのリユース推進	地域情報サイトなどの活用	・閲覧 ・出品 ・購入	・参加 ・登録 ・地域情報サイトなどの提供 ・啓発、周知	・地域情報サイトなどとの連携推進 ・ホームページ、SNSの活用 ・啓発、周知
	フリーマーケット・リサイクルショップの利用	・出店 ・販売 ・購入	・出店 ・販売 ・購入	・啓発、周知
	修理・補修の推進	・長期間使用	・実施 ・技術研修	・啓発、周知

施策3 環境教育の推進と効果的な啓発の実施



(1) 環境教育の推進 **リデュース** **リユース** **リサイクル**

ごみの減量に資する講座やリサイクル教室の開催、地域資源を活用した施設見学の実施など、ごみに関わる環境教育を推進します。

具体的な取組内容は次のとおりです。

- ア ごみ減量講座及びリサイクル教室などの開催
- イ 施設見学などの実施推進

(2) 効果的な啓発の実施 **リフューズ** **リデュース** **リユース** **リサイクル**

対象者の生活環境及び特性などに応じた啓発を行います。

具体的な取組内容は次のとおりです。

- ア 各コミュニティにおけるごみの減量や資源化の推進に関する情報交換の実施
- イ 適正な排出指導などの実施
- ウ SNSでの情報提供や動画コンテンツの活用

[環境教育の推進と効果的な啓発の実施における各主体の取組]

施策内容		各主体の取組		
		市民	事業者等	行政
環境教育の推進	ごみ減量講座及びリサイクル教室などの開催	・参加	・環境システムの整備 ・支援	・実施 ・啓発、周知
	施設見学などの実施推進	・参加	・実施	・実施 ・市民、事業者等と連携 ・啓発、周知
効果的な啓発の実施	各コミュニティにおけるごみの減量や資源化の推進に関する情報交換の実施	・実施 ・参加	・参加	・啓発、周知 ・分別冊子の配布 ・分別指導
	適正な排出指導などの実施	・参加	・実施 ・参加	・実施 ・啓発、周知
	SNSでの情報提供や動画コンテンツの活用	・閲覧 ・実施	・閲覧 ・実施	・実施 ・啓発、周知

基本方針2 持続可能なごみ処理体制の構築

施策4 広域処理に向けたごみ処理体制の再編



(1) 西知多クリーンセンターの稼働 **重点**

西知多クリーンセンターの令和6年度の稼働に向けて、引き続き東海市及び組合と緊密に連携することで円滑に広域処理体制へ移行します。

また、処理後に発生する焼却灰の資源化や最終処分場の確保などについても調整を図ります。

(2) 国・県等との連携

国の「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和元年3月）を受け、県が主体となって「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」（令和3年11月）を策定していることから、より一層、国・県などと連携をしながら、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めます。

(3) 先進事例等を参考にした新たなリサイクル方法の調査研究

持続可能な社会の実現に向け、発生するごみを資源として活用するため、事業者等と連携し、メタンガス化など廃棄物系バイオマスの利活用やマテリアルリサイクルなどの先進事例などを参考にした新たなリサイクル方法について調査研究します。

【参考】事業者等との連携

近年、事業者等が実施しているリサイクルは、資源循環を意識した取組が進んでおり、行政においても、事業者等と協定を締結し、新たな方法によるリサイクルを実施している自治体が増加してきています。

施策5 安全で安定したごみ処理体制の確立



(1) ライフスタイルに合わせた多様な排出機会の創出

本市独自の回収システムである知多市方式の資源回収は、地域ごとに回収量にばらつきがみられます。地区住民の方の立当番が必要であることから、ライフスタイルの変容や回収頻度などの課題があり、過渡期を迎えています。

知多市方式の資源回収のあり方については、市民や関連する団体などと連携し、市民のライフスタイルの変化や超高齢社会を踏まえた多様な排出機会の創出について引き続き検討します。

また、粗大ごみのシール制による収集の導入を検討し、自家用車などを所有していない方への負担軽減、利便性の向上、排出機会の拡充を図ります。

(2) 災害時の対応

平成29年3月に知多市災害廃棄物処理計画を改定しましたが、令和6年度から処理体制の変更などによる計画の前提が変わることから、知多市災害廃棄物処理計画を見直します。

また、市民や事業者等と連携して、被災時に災害廃棄物となりうる、倉庫に眠っている不用品などの整理・削減を推進します。

(3) 有害・危険物等の適正処理

水銀汚染防止法に基づく、水銀使用廃製品や、収集車両・施設の火災原因となる小型充電式電池と発火性危険物の適正処理について啓発を実施します。

また、公共施設における拠点回収の拡大を検討します。

(4) 不適正排出の防止

各主体の協働によって不法投棄対策としてパトロールの強化や啓発を実施します。

行政は、通報や情報提供があれば、関係部署と連携し迅速に対応する体制を整備します。

また、ごみ排出ルールの遵守について、引き続き地域と連携し、指導啓発します。

基本方針3 加速度的に変化する社会環境への対応

施策6 地域循環共生圏の構築



(1) ローカルSDGs※の推進

各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指します。

※地域におけるSDGsの実践のことを示しています。

(2) ゼロカーボンを目指した公民連携

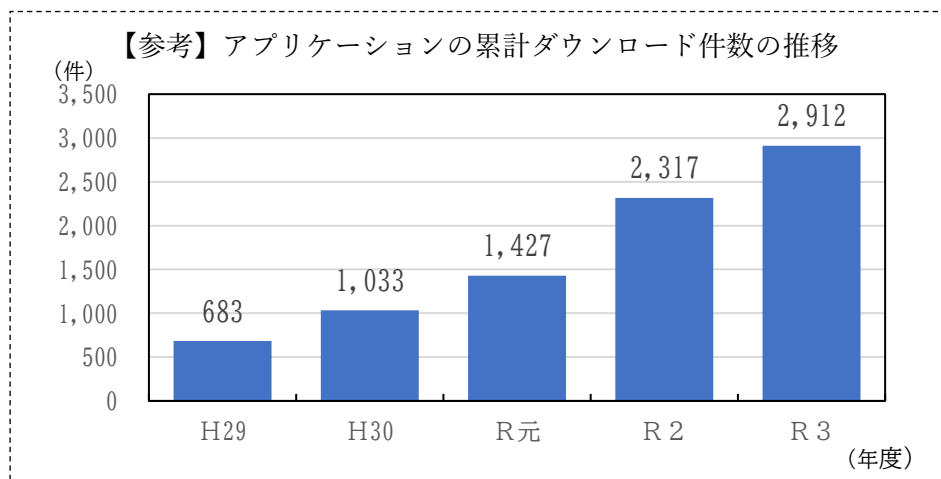
多様な事業者等と連携を図り、相互に持つ地域資源を活用することで社会的課題である脱炭素に資する取組を推進することにより、ゼロカーボンを目指します。

施策7 ごみ処理におけるデジタル技術の活用



(1) アプリケーションの利用者拡大による分別等の促進

平成29年度に導入したごみと資源の出し方アプリケーションのダウンロード件数は、令和3年度末に2,912件で順調に増加しています。登録件数が増加するよう、引き続き啓発を実施します。



(2) 収集業務における運搬効率化の検討

デジタル技術を活用した収集ルートの見直しによって運搬の効率化や環境負荷の低減を図ります。

第5章 各種処理計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬の主体

収集運搬は本市が主体となって実施します。

(2) 収集運搬の対象

収集対象物は、家庭系ごみの可燃物、不燃物、粗大ごみ及び資源です。

事業系の一般廃棄物は、自ら適正に処理するか、自ら又は一般廃棄物収集運搬業の許可業者に委託し、処理施設まで収集運搬します。

(3) 収集運搬体制

収集運搬は、一部を民間事業者へ委託して実施しており、今後も安定した収集運搬を維持し同様の体制とします。ただし、業務の効率化などのため、市職員の適正配置に合わせた委託の拡大など、体制を変更することも検討します。

また、環境負荷の軽減のため効率的な収集ルートを検討します。

(4) 収集運搬量の見込み

収集運搬量の見込みは次のとおりです。

表5-1-1 収集運搬量の見込み

区 分			実 績	将来見込み	
			R 3	R 9	R 14
			基 準	中間目標	計画目標
家庭系ごみ	定期収集	可燃物	13,714	11,359	10,445
		不燃物	967	859	803
		計	14,681	12,218	11,248
	戸別収集	粗大ごみ	101	91	88
小計			14,782	12,309	11,336
資源	地域回収	紙類	878	1,407	1,492
		ペットボトル	57	157	152
		容器包装プラスチック	66		
		布類	60	162	190
		びん類	141	186	182
		缶類	41	95	93
		その他	16	15	15
	計	1,259	2,022	2,124	
	定期収集	プラスチック類 (容器包装、製品)	0	937	1,002
	地域回収+定期収集 計			1,259	2,959
集団回収			202	333	324
小計			1,461	3,292	3,450
合 計			16,243	15,601	14,786

2 中間処理計画

(1) 中間処理の主体

中間処理は、本市が主体となって実施します。

なお、令和6年度からは、資源を除く、可燃物、不燃物及び粗大ごみの中間処理の主体は、組合を予定します。

(2) 中間処理の体制

令和5年度までは、可燃物、不燃物及び粗大ごみは、清掃センターで処理を行い、資源はリサイクルプラザで処理を行います。

なお、令和6年度からは、可燃物、不燃物及び粗大ごみは、西知多クリーンセンターで処理を行います。

清掃センターは、稼働終了まで、運転管理を民間事業者へ委託し、安定した処理を継続します。

リサイクルプラザは、適切に維持管理を行い、安定した処理を継続します。

令和6年度からの東海市とのごみ処理施設の広域化に向けて、東海市及び組合と中間処理体制について協議を継続します。

また、民間事業者により、資源化施設が設置される場合は、現在の処理体制と比較し、効率化や資源化の推進が見込まれる時には、活用を検討します。

(3) 中間処理の対象

中間処理の主な対象は、現状どおり、家庭から排出される家庭系ごみとします。

なお、事業系の一般廃棄物については、受け入れますが、可能な限り自ら適正に処理するよう指導します。

本市で処理をしないものは、特定家庭用機器、建設廃材、危険なごみ及び処理困難物などです。

(4) 中間処理の方法

令和5年度までは、清掃センターのごみ処理施設において、ガス化溶融方式による可燃物の減量化、粗大ごみ処理施設において、不燃物、粗大ごみの選別、破碎による処理を行います。

令和6年度からは、西知多クリーンセンターのごみ処理施設において、ストーカ炉による可燃物の減量化、粗大ごみ処理施設において、不燃物、粗大ごみの選別、破碎による処理を行います。

資源については、リサイクルプラザにおいて、選別、圧縮、保管などを継続します。

(5) 中間処理量

中間処理量の見込みは次のとおりです。

表5-2-1 中間処理量の見込み

区 分				実 績		
				R 3	将 来 見 込 み	
				基 準	R 9 中 間 目 標	R 14 計 画 目 標
清掃センター R6以降は 西知多クリーンセンター	ごみ処理	溶融	直接	17,608	14,777	13,623
		(R6以降焼却)	中間処理残さ	2,390	2,521	2,550
	計			19,998	17,298	16,173
	粗大ごみ処理	破碎等		2,819	2,934	2,970
小計				22,817	20,232	19,143
リサイクルプラザ	資源化	ペットボトル		77	179	173
		缶類		59	110	108
	計			136	289	281
民間処理施設 (売却又は委託)	資源化	紙類		1,356	2,039	2,139
		プラスチック類		129	937	1,002
		びん類		214	262	256
		その他		757	1,138	1,314
	計			2,456	4,376	4,711
資源化 小計				2,592	4,665	4,992
合 計				22,953	20,521	19,424

〔中間処理施設での資源化〕

区 分				実 績		
				R 3	将 来 見 込 み	
				基 準	R 9 中 間 目 標	R 14 計 画 目 標
清掃センター R6以降は 西知多クリーンセンター	ごみ処理後	熱分解鉄		32	24	23
		熱分解アルミ		4	3	3
		計			36	27
	粗大ごみ 破碎後	破碎鉄		334	332	336
		破碎アルミ		39	34	35
		選別鉄		42	36	37
		その他		14	11	12
計			429	413	420	
小計				465	440	446

※令和6年度以降は西知多クリーンセンターでのごみ処理となりますが、推計は清掃センターの処理実績に基づいて行っています。

3 最終処分計画

(1) 最終処分の主体

最終処分は、本市が主体となって実施します。

令和6年度からの西知多クリーンセンターから発生する最終生成物の最終処分の主体は、組合を予定します。

(2) 最終処分の体制

東鴻之巣最終処分場とアセックの衣浦港3号地廃棄物最終処分場で埋立処分を実施しており、最終生成物の減量化及び減容化に努めます。

東鴻之巣最終処分場は、適切に維持管理を行い、安定した処理を継続します。また、維持管理費用の低減に向けた方策を検討します。

令和6年度からの西知多クリーンセンターで発生する最終生成物の最終処分体制については、資源化を原則とし、詳細については、引き続き、東海市及び組合と協議します。

(3) 最終処分量の見込み

最終処分量の見込みは次のとおりです。

表5-3-1 最終処分量の見込み

区 分		実績	将来見込み	
		R3 基準	R9 中間目標	R14 計画目標
最終処分対象物発生量	溶融スラグ（R6以降焼却灰）	1,917	1,958	1,831
	溶融飛灰（R6以降焼却飛灰）	281	477	446
	陶磁器くず等	96	72	73
	計	2,294	2,507	2,350

※令和6年度以降は西知多クリーンセンターからの発生となりますが、推計は清掃センターの実績に基づいて行っています。

4 令和6年度以降のごみ処理の流れ

(1) 令和6年度以降のごみ処理の流れ

令和6年度以降のごみ処理の流れは図5-4-1のとおりです。

なお、西知多クリーンセンターで発生する処理残さについては、資源化を目指し、東海市及び組合と協議を継続しているため、調整中としています。

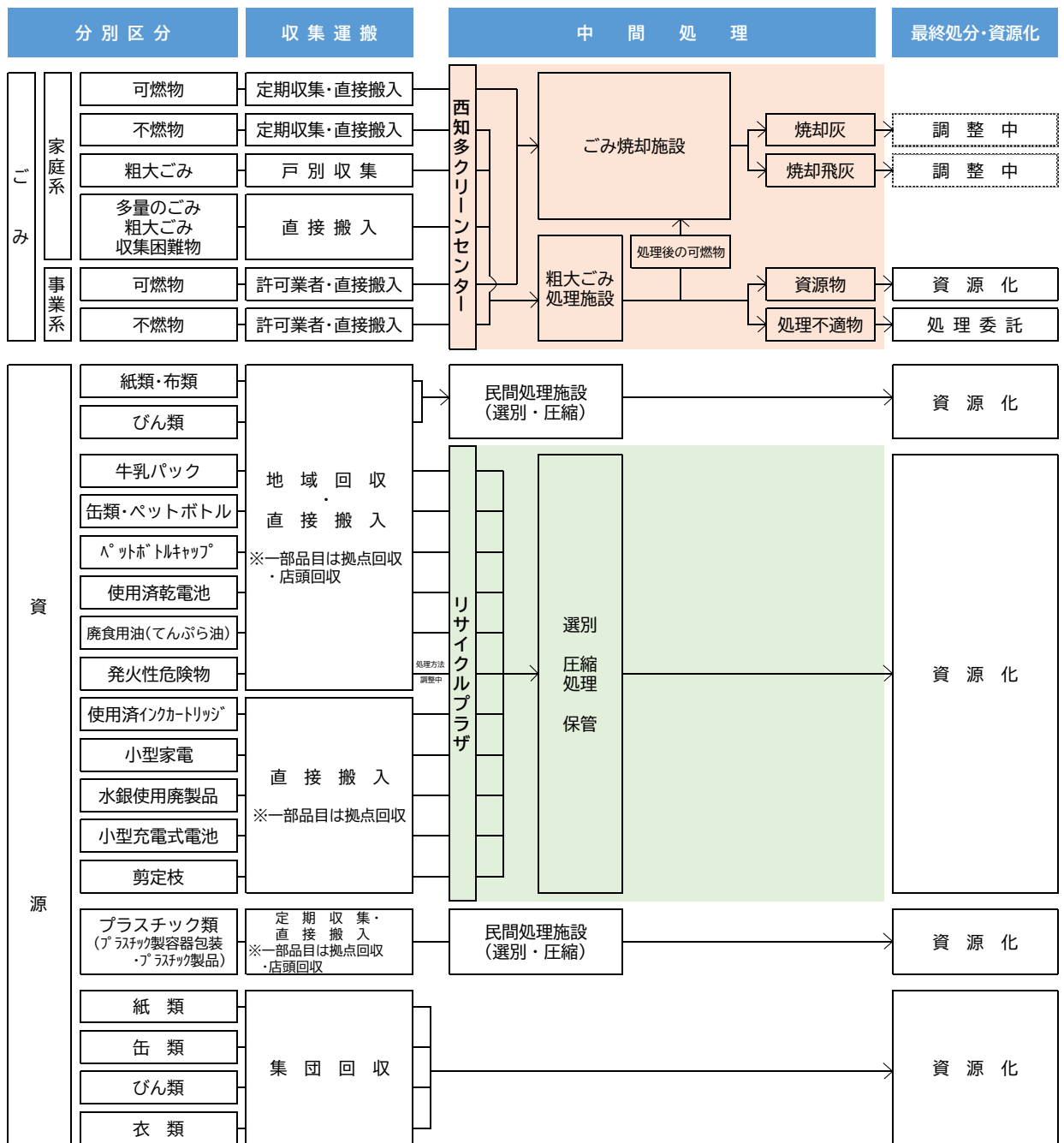


図5-4-1 令和6年度以降のごみ処理の流れ

第6章 計画の進捗管理

1 進捗管理の考え方

(1) 進捗管理

本計画の遂行に当たっては、「ごみ処理計画策定指針（環境省 平成28年9月改定）」に基づき、PDCAサイクル手法に従い進捗の管理を実施します。

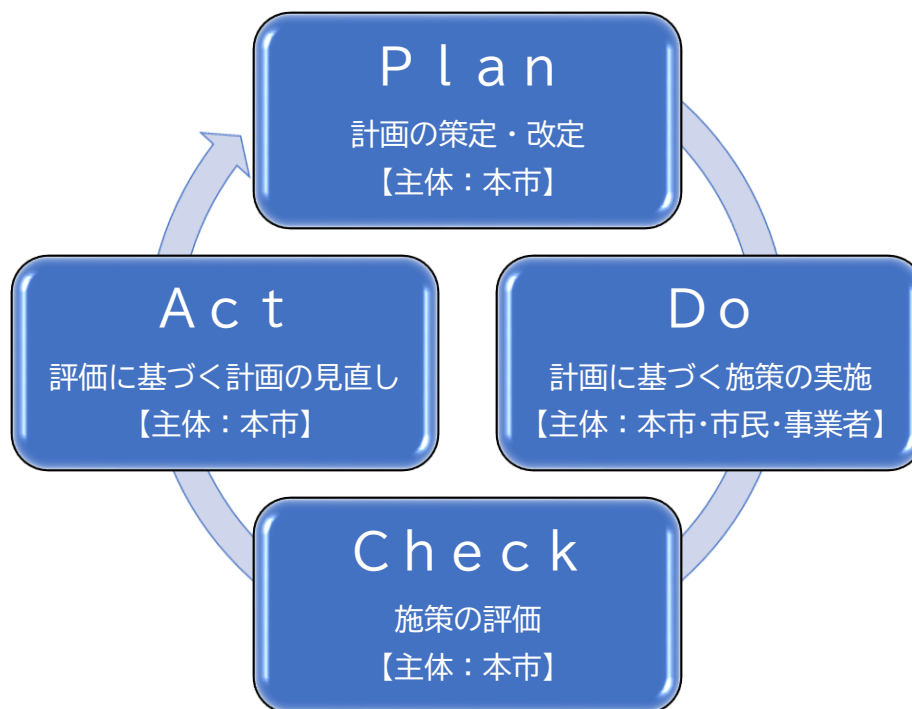


図6-1-1 PDCAサイクル

(2) 進捗管理の考え方

本計画の目標を達成するためには、ごみや資源の排出状況を可能な限り把握することが望ましく、そのためには定期的なごみ質調査を実施して進捗状況を評価していく必要があります。

また、ごみの減量や資源化は市民や事業者の協力が不可欠なため、多様な手法で目標達成状況の情報提供を行いながら、協働の取組を発展させます。



梅香る わたしたちの緑園都市

知多市ごみ処理基本計画

(令和5年度～令和14年度)

令和5年 月策定

知多市環境経済部ごみ対策課

〒478-0045 知多市南浜町22番地の2

(知多市リサイクルプラザ内)

電話 0562-55-0300 FAX 0562-55-0771

URL <http://www.city.chita.lg.jp>

E-mail gomitai@city.chita.lg.jp